

**歯科衛生学教育コア・カリキュラム  
－教育内容ガイドライン－  
2018 年度改訂版**

一般社団法人 全国歯科衛生士教育協議会 作成  
2018 年 3 月 31 日発行



# 目 次

|   |    |
|---|----|
| 「歯科衛生学教育コア・カリキュラム－教育内容ガイドライン－」<br>2018年度改訂版 前文          | 1  |
| A. 「歯科衛生学教育コア・カリキュラム－教育内容ガイドライン－」<br>2018年度改訂版作成の背景と考え方 | 1  |
| B. 歯科衛生学教育コア・カリキュラムの基本理念                                | 3  |
| C. 臨地実習について   | 3  |
| D. 歯科衛生学教育コア・カリキュラムの表示方法                                | 4  |
| E. 歯科衛生士に求められる基本的な資質                                    | 4  |
| 歯科衛生士学校養成所指定規則に定める教育内容修得単位表（抜粋）                         | 6  |
| 基礎分野  | 7  |
| A. 科学的思考の基盤   | 7  |
| B. 人間と生活  | 8  |
| 専門基礎分野  | 11 |
| A. 人体の構造と機能   | 11 |
| B. 歯・口腔の構造と機能   | 15 |
| C. 疾病の成り立ちおよび回復過程の促進                                    | 17 |
| D. 歯・口腔の健康と予防にかかわる人間と社会の仕組み                             | 21 |
| 専門分野  | 29 |
| A. 歯科衛生学総論（歯科衛生士概論）                                     | 29 |
| B. 臨床歯科医学   | 30 |
| C. 歯科予防処置論  | 35 |
| D. 歯科保健指導論  | 38 |
| E. 歯科診療補助論  | 43 |
| F. 臨地実習   | 51 |
| 歯科衛生学教育コア・カリキュラム小委員会委員と担当分野                             | 55 |
| 巻末資料1－歯科衛生士養成所指導ガイドライン                                  | 56 |
| 巻末資料2－用語の解説   | 60 |



## 「歯科衛生学教育コア・カリキュラム 一教育内容ガイドラインー」2018年度改訂版

### A. 「歯科衛生学教育コア・カリキュラム 一教育内容ガイドラインー」

#### 2018年度改訂版作成の背景と考え方

国民はより良質な医療が提供されることを強く求めている。平成26年6月25日に公布された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成26年法律第83号)により、医療職の確保と相互連携が重視され、平成27年4月1日から施行された改正歯科衛生士法のもとでは、歯科衛生士養成所の指定・監督権限が厚生労働大臣から都道府県知事に移譲され、新たに「歯科衛生士養成所指導ガイドライン」が定められ、保健・医療・福祉の分野は大きな変革期を迎えている。

歯科保健医療に関する国民のニーズが多様化し拡大する中で、良質な歯科保健医療サービスを提供していくためには、歯科衛生士数を充足し、資質の向上を図ることがきわめて重要である。そのためには、歯科衛生士養成校における歯科衛生学教育の質を一層高め、一定水準の質を担保すると同時に教育内容を再編成して多様化を図る必要がある。従来、教育内容は、各養成校や担当教員の裁量に委ねられていた。また、歯科大学における講座単位の授業区分や教養教育、国家試験出題基準の区分に縛られて、その見直しが充分に行われにくい状況も見受けられる。平成16年9月に改正された歯科衛生士学校養成所指定規則は大綱化されており、具体的なカリキュラム作成にあたっての指標となる歯科衛生学教育の内容をガイドラインとして提示してほしいとの会員校からの要望もあった。これらを背景として、歯科衛生士教育全体の視点からこれまでの教育内容を見直し、歯科医療技術の進歩と時代の要請にあわせて再編成するために、まず、すべての養成校の学生が履修するべき必須の学習内容を精選する必要がある。また、社会から求められている患者とのコミュニケーションや安全性の確保などの学習内容を付加することも急務である。さらに、知識を詰め込むを中心に行われてきたこれまでの教育方法から、生涯にわたり自ら課題を探求し、問題を解決していく能力を身につけられるような学生主体の学習方法に積極的に転換することも必要である。

コア・カリキュラムとは米国のハーバード大学において4年間の教養人養成カリキュラムを多様な学問分野「文学と芸術、科学、歴史研究、社会分析、外国文化、道徳理論」に種分けし、これらを基本のコアとし、専攻分野を除く各コアをバランス良く履修することにより、各コアでの学問の方法を身につけることを目標にしたことから始まる。以後、米国では種々な分野の教育プログラムにコア・カリキュラムという用語を用いるようになった。現在では、ある教育目標を達成するための中心(コア)となる教育項目とその内容(カリキュラム)を示し、科目というよりは、定められた期間内に何をどこまで学ぶかという教育目標を示すことである。そして、各教育機関は、この目標を達成するために適切な科目を設定し、最適な順番でカリキュラムを展開することが求められる。

医学教育、歯学教育および薬学教育では、全国的基準で医療の質を保証すること、国際的に通用することを意識して、モデル・コア・カリキュラムを作成して、6年間での実践的臨床能力育成の目標を明確にしている。医師、歯科医師および薬剤師とともに歯科衛生士を含む種々の医療技術専門職も国民の医療を担うからには、医療技術専門職養成教育それぞれにモデル・コア・カリキュラムが必要であると考える。その一環として、歯科衛生学教育においても歯科衛生士に対する社会のニーズの変化に対応してすべての学生が履修すべき必要不可欠な教育内容すなわちコアとなる歯科衛生学教育の内容をガイドラインとして提示することが望ましい。

そこで、有能な歯科衛生士を養成するために必要な教育上の諸問題について研究、協議を行うと共に、教員指導者の資質向上をはかり、歯科衛生学教育の充実発展に寄与することが目的である全国歯科衛生士教育協議会では、歯科衛生学教育コア・カリキュラムの作成を検討した。なお、本会は、平成22年3月に「ベーシック・モデル・カリキュラム」を作成している。現行の指定規則では4つの分野の大項目ごとの単位数の表記のみで、具体的な教育内容とその時間数については各養成校が考えることになっている。平成22年4月から全養成校の修業年限が3年以上になるにあたり、現場からはモデルとなるカリキュラム案を示して欲しいとの要望が相次いだことから、最新歯科衛生士教本（医歯薬出版）の目次の網羅型として作成したものが「ベーシック・モデル・カリキュラム」であり、コア・カリキュラムの概念に沿ったものではなかった。

コア・カリキュラムを作成するにあたっては、他の分野の教育と区別する固有の特性は何かを考えねばならない。その核となるものを明確化し、しっかりと保持しなければならない。歯科衛生学教育も例外ではない。まず、歯科衛生士を医療職と位置付ける。医療系コア・カリキュラムを参考とする場合、医療職として普遍的なものとその職種に固有の特性を区別し、固有の特性の部分を置換すればよいと考えた。医療職として普遍的なものは、人間教育として普遍的なものも含まれる。他の医療職教育と区別する固有の特性とは、歯科衛生に関する専門知識と技能および歯科医学的知識と技能である。しかし、歯科衛生に関する専門知識と技能は、歯科医学教育と区別する固有の特性ではない。歯科医学教育との関係は、歯科医学教育の一部に相当する歯科衛生に関する専門技能を深めたものおよび歯科医療に関する知識の大略と技能の一部と解釈した。歯科医学教育では歯科衛生はほんの一部であり、捉え方も大まかで粗い。大所高所に立った捉え方である。しかし、国民側からは実際に運用してもらわなければ何もならないわけである。きめ細かな技能を修得するという意味において歯科医学教育と区別する固有の特性があると考える。また、歯科医学教育と区別する固有の特性として介護や歯科衛生過程の知識と技能が挙げられる。

以上の考えのもとに平成24年3月27日に全国歯科衛生士教育協議会は「歯科衛生学教育コア・カリキュラム－教育内容ガイドライン」を作成した。しかし、作成後すでに5年が経過し、平成29年3月には「平成29年版 歯科衛生士国家試験出題基準」が新たに作成され、老化や加齢および口腔機能に関する事項の項目が増加し、「災害時

の歯科保健」と「国際歯科保健」等が新設されたことが背景にあり、今回、全国の加盟校から頂いた貴重な意見をもとに議論を重ねてようやく改訂の運びとなった。基礎分野においては内容をより厳選し、専門基礎分野においては全身の知識を口腔について理解するためのものと位置づけて項目の精選および集約を行なった。

専門分野においては『歯科衛生士概論』を『歯科衛生学総論（歯科衛生士概論）』に変更し、臨床歯科医学のすべての項目の一般目標の文頭に「歯科衛生業務を行うために」と追加した。また、新規に「全身管理と周術期の口腔保健管理」を追加するなど、歯科衛生学の確立と歯科衛生業務の拡大を意識した内容になっている。

歯科衛生士養成機関は2017年4月現在、165校中4年制大学は11校、3年制短期大学は14校で、85%が専修学校であり、歯科衛生学という学問分野も確立されているとはいえないのが現状である。それゆえ、今回、全国歯科衛生士教育協議会が改訂した歯科衛生学教育コア・カリキュラムには、内容的に未熟な部分が存在することは否めないので、今後とも教育課程の進展に応じて充実したものを確立していく必要がある。

#### B. 歯科衛生学教育コア・カリキュラムの基本理念

生命科学や科学技術を基盤とした医学・歯学の進歩により、歯科衛生学の情報量は著しく増加し、医療分野の専門化と技術の高度化が進んでいる。しかしながら、現行の限られた教育課程の中で、このような膨大な知識や技術等を完全に修得することは不可能である。歯科衛生学教育コア・カリキュラムは、著しく膨大化した歯科衛生学の教育内容を精選し、歯科衛生士としての基本的な資質と能力を養成するために、卒業までに学生が身に付けておくべき必須の実践能力（知識・技能・態度）の到達目標をわかりやすく提示したものである。したがって、3年または4年の教育課程のすべて（100%）をコア・カリキュラムの履修にあてるなどを理想とするものではない。このコア・カリキュラムに示された内容を確実に修得した上で、残りの時間は各学校独自の個性的な学習プログラムを準備することが望まれる。

#### C. 臨地実習について

学校（養成所）において学習した歯科衛生業務を医療や保健の実践と結びつけながら理解を深め実践能力を養うために、歯科臨床と地域保健活動の場を通して歯科衛生士として必要な知識・技能・態度を身につけることを目的とした実践的な教育段階が臨地実習である。この臨地実習は臨床実習と臨地実習に分類される。臨床実習は病院や診療所など歯科医療の場を通して、また、臨地実習は保健所・保健センターや学校、施設などの地域保健活動の場を経験することによって、歯科衛生士として必要な知識・技能・態度を身につけることを目指している。

さらに、臨地実習は、医療・保健環境のみならず直接患者や住民と接することにより、患者の全人的理解や医療の倫理感を培うことにもなる重要な教育的役割をもっている。

## D. 歯科衛生学教育コア・カリキュラムの表示方法

コア・カリキュラムは、カリキュラムの原則に基づいて、歯科衛生士になるために入学してきた学生への学習目標の提示である。能力を培うことが重要であり、知識と理解の獲得はそのための手段である。また、学生の視点に立った学習の系統性や順次性が大切である。基本的な知識と理解は「何かを説明できる」という形で記述し、基本的な能力は「何かを行うことができる」という形で記述する。学生がわかることばを使い、そして目標を「学生を主語として」表現する。この目標が明確になると、これに到達するための授業が設計される。どのような教員が、どのように関わるかは、授業設計の内容となる。また、目標が明示されると評価方法も決められる。したがって、コア・カリキュラムでは、学習項目をあげて、学習のための「一般目標」と「到達目標」を記載した。

### 1) 一般目標

一般目標は、その項目における学習目標を包括的な概念的な言葉で表す。学生が「・・・を理解する。・・・を習得する。・・・を学ぶ。・・・を身につける。」というような表現とした。

### 2) 到達目標

到達目標は、一般目標に記載された項目について、学習者が具体的にどの程度のレベルまで修得しなければならないか、卒業時までの学習の結果、何をどこまで修得するのかを表した。到達目標には、知識、技能および態度の領域にわけられ、それぞれ固有の言葉で表現する。これはすべて客観的に評価できる観察可能な表現とし、表現をできるだけ単純にした。たとえば、知識では、「・・・を説明できる」を用いるが、そこまで求めないものは「・・・を概説できる」とした。また、技能については、「・・・を実施できる」は、文字どおりある行為などを実施できるレベルを要求し、「・・・を説明できる」となっている行為などは、実施できなくても、内容を理解しているレベルでよいとなる。歯科医師でなければできない行為などは「・・・を説明できる」とした。

また、実習が望ましい項目には、「\*」をつけた。

## E. 歯科衛生士に求められる基本的な資質

カリキュラムの作成にあたっては、各養成校で目標とする歯科衛生士像を考えた上で行っていると思うが、ここに、全国歯科衛生士教育協議会の歯科衛生学教育コア・カリキュラムの作成にあたって、各委員から挙げられた「歯科衛生士に求められる基本的な資質」を掲載する。

- 歯科医療の高度化と社会環境の変化に対応することのできる歯科衛生士
- 幅広い見識と豊かな人間性を有する歯科衛生士
- 高い倫理観を持つ歯科衛生士
- 資質向上に寄与することのできる歯科衛生士

○多職種連携のできる歯科衛生士

○EBMに基づいた科学的な判断のできる歯科衛生士

さらに、コア・カリキュラムには収載できなかつたが、3年または4年間学習してきた歯科衛生学の成果を集大成する意味で、講義や演習・実習で学んだことをもとに自分自身で研究テーマを設定し、研究を進め、一定の形式で論文にまとめて発表する

「卒業研究」は歯科衛生学教育の一環として考慮する価値がある。自分自身の知識や経験が整理され、視野の広がりは臨床上の疑問を解くための指針ともなり自分が実践してきた歯科保健・医療の正当性を論述する方法を身につけることにもなる。日常の身近な問題を見つけ、自分で解決する能力を養う「研究」は歯科衛生士のみならず医療職にとってのアイデンティティでもある。

## 歯科衛生士学校養成所指定規則に定める教育内容修得単位表（抜粋）

歯科衛生士学校養成所指定規則に定める各教育分野は、下記に掲げる事項を修得させることを目的とした教育内容とすることとされている。

教育内容は、「基礎分野」「専門基礎分野」「専門分野」および「選択必修分野」の4分野で、旧来の時間制から『単位制』に変わり、他の医療・介護職との互換性も可能となった。

| 教育内容   |                         | 単位数 |
|--------|-------------------------|-----|
| 基礎分野   | 科学的思考の基盤<br>人間と生活       | 10  |
| 専門基礎分野 | 人体（歯・口腔を除く。）の構造と機能      | 4   |
|        | 歯・口腔の構造と機能              | 5   |
|        | 疾病の成り立ち及び回復過程の促進        | 6   |
|        | 歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み | 7   |
| 専門分野   | 歯科衛生士概論                 | 2   |
|        | 臨床歯科医学                  | 8   |
|        | 歯科予防処置論                 | 8   |
|        | 歯科保健指導論                 | 7   |
|        | 歯科診療補助論                 | 9   |
|        | 臨地実習（臨床実習を含む。）          | 20  |
| 選択必修分野 |                         | 7   |
| 合計     |                         | 93  |

## 基礎分野

歯科衛生学教育コア・カリキュラムにおける基礎分野は、専門基礎分野と専門分野を理解するために身につけておくべき基本的な事項を、カリキュラム作成の参考となる教育内容ガイドラインとして提示したものである。項目立てや記載内容は、授業科目名を意味するものではなく、履修の順序を示すものでもない。具体的な授業科目などの設定、教育手法や履修順序などは、各歯科衛生士養成校が独自の理念や特色に基づいて設定することが望ましい。

### A. 科学的思考の基盤

#### 1. 生命現象の科学

一般目標：生体の構造を知るために、細胞の構造、働きおよび生命現象に関する基本的知識を習得する。

##### 到達目標

###### 1) 細胞の構造と機能

- ① 真核細胞の基本的構造と機能を概説できる。
- ② 原核細胞と真核細胞の特徴を説明できる。
- ③ 細胞分裂と細胞周期を概説できる。

###### 2) 細胞代謝

- ① 酵素の構造、機能および代謝調節を説明できる。
- ② 細胞呼吸とエネルギー産生を説明できる。

###### 3) 遺伝子と遺伝

- ① 遺伝子および染色体の構造を説明できる。
- ② 減数分裂における染色体の挙動を説明できる。
- ③ デオキシリボ核酸（DNA）の複製と修復の機序を説明できる。
- ④ 転写と翻訳の過程を説明できる。
- ⑤ 遺伝子型と表現型の関係を説明できる。
- ⑥ 性染色体による性の決定と伴性遺伝を説明できる。

###### 4) 化学反応と化合物

- ① 化学反応を概説できる。
- ② 有機化合物の特徴を説明できる。
- ③ 無機化合物の特徴を説明できる。

###### 5) 生命を構成する基本物質

- ① アミノ酸とタンパク質の基本的な構造、機能および代謝を説明できる。

- ② 糖質の基本的な構造、機能および代謝を説明できる。
- ③ 脂質の基本的な構造、機能および代謝を説明できる。
- ④ 核酸の構造と機能を説明できる。

## B. 人間と生活

### 1. 生命倫理・医の倫理

一般目標：倫理問題に配慮して医療、歯科医療、研究を行うために、生命と医療に関わる倫理の重要性を理解する。

#### 到達目標

- ① 生命の尊厳を説明できる。
- ② 臨床、研究、情報に関わる倫理的問題を説明できる。
- ③ 生命倫理・医の倫理の歴史経過と諸問題を概説できる。
- ④ 医の倫理に関する規範を概説できる。
- ⑤ 患者の権利を説明できる。
- ⑥ 延命治療と尊厳死に関わる患者の自己決定権を概説できる。
- ⑦ インフォームド・コンセント、セカンドオピニオン、EBMを説明できる。

### 2. 外国語

一般目標：歯科で必要とされる語学の基礎力を身につけるために、「読む」「書く」「聞く」「話す」に関する基本的知識と能力を習得する。

#### 到達目標

##### 1) 読む

- ① 易しい外国語で書かれた文章を読んで、内容を説明できる。
- ② 歯科衛生学に関連する外国語の専門用語のうち代表的なものを列挙できる。

##### 2) 書く

- ① 短い日本文を文法にかなった外国語に直すことができる。
- ② 自己紹介文、手紙文などを外国語で書くことができる。
- ③ 自然科学各分野における基本的単位、数値、現象の外国語表現を列挙できる。

##### 3) 聞く・話す

- ① 外国語の日常会話を聞いて内容を理解できる。
- ② 外国語による日常会話での質疑応答ができる。

### 3. 情報リテラシー

一般目標：情報の授受に効果的なコンピュータの利用法を理解し、必要なデータや情報を

有効活用するために、インターネットを利用した情報の収集、開示などに関する基本的知識、技能および態度を習得する。

#### 到達目標

- ① コンピュータを構成する基本的装置を列挙できる。
- ② ワープロソフト、表計算ソフトおよびプレゼンテーションソフトを用いることができる。
- ③ ソフトウェア使用上のルールとマナーを説明できる。
- ④ 電子メール、添付ファイルの送信、受信および転送ができる。
- ⑤ インターネットのブラウザ検索ソフトを用いて、ホームページを閲覧できる。
- ⑥ ネットワークセキュリティーと使用上のマナーを概説できる。

### 4. プrezentation

一般目標：必要な情報、意思の伝達を行い、集団の意見を整理して発表するために、プレゼンテーションの基本的知識、技能、態度を習得する。

#### 到達目標

- ① 課題に対する自分の意見を決められた時間内と字数で発表できる。
- ② グループディスカッションで得られた意見を、統合して発表できる。
- ③ 質問に対して的確な応答ができる。
- ④ 他者のプレゼンテーションに対して、優れた点と改良点を指摘できる。
- ⑤ 効果的なプレゼンテーションを行う工夫ができる。

### 5. 人の行動と心理

一般目標：良好な対人関係を構築するために、人の行動と心理に関する基本的な知識と考え方を習得する。

#### 到達目標

- ① 行動と知覚、学習、記憶、認知、言語、思考およびパーソナリティとの関係を概説できる。
- ② 動機づけを概説できる。
- ③ 欲求とフラストレーション・葛藤との関連を概説できる。
- ④ 人生や日常生活におけるストレッサーを概説できる。
- ⑤ こころの健康に対する支援を概説できる。
- ⑥ ライフサイクルの各段階におけるこころの発達の特徴を概説できる。
- ⑦ こころの発達にかかる要因を概説できる。
- ⑧ パーソナリティの特徴を概説できる。
- ⑨ 言語的コミュニケーションと非言語的コミュニケーションを説明できる。

- ⑩ 文化・慣習によってコミュニケーションのあり方が異なることを列挙できる。
- ⑪ 話し手と聞き手の役割を説明でき、適切にコミュニケーションできる。
- ⑫ 対人関係にかかる心理的要因と行動を概説できる。
- ⑬ 知能の発達の経年的変化を概説できる。
- ⑭ 集団の中の人間関係を概説できる。

## 専門基礎分野

### A. 人体の構造と機能

#### 1. 解剖・組織・生理

一般目標：人体の成り立ちを理解するために、体の構造と機能、組織・発生に関する基本的知識を習得する。

#### 到達目標

##### 1) 身体の部位と方向用語

- ① 身体の部位を解剖学的な名称で表現できる。
- ② 身体の方向用語を正確に用いることができる。
- ③ 体位を含む姿勢を列挙できる。

##### 2) 細胞・組織

- ① 細胞膜、核、細胞小器官の構造と機能を説明できる。
- ② 細胞の基本的生理機能を概説できる。
- ③ 細胞死の種類と機序を概説できる。
- ④ 組織の定義を説明し、分類できる。
- ⑤ 上皮組織の特徴を説明し、形態的と機能的に分類できる。
- ⑥ 外分泌腺と内分泌腺の違いを説明できる。
- ⑦ 皮膚と粘膜の構造・機能の違いを説明できる。
- ⑧ 支持組織の特徴を説明し、分類できる。
- ⑨ 結合組織の所在と構成を説明できる。
- ⑩ 筋組織の構造と機能を説明できる。
- ⑪ 神経組織の構造と機能を説明できる。

##### 3) 人体の発生

- ① 遺伝子と遺伝情報を概説できる。
- ② 受精と着床の時期と場所を説明できる。
- ③ 胚葉の形成を概説できる。
- ④ 胎児の成長と発育を概説できる。

##### 4) 器官と器官系の構造と機能

###### (1) 呼吸器系

- ① 呼吸器系の構造と機能を概説できる。
- ② 換気とガス交換を概説できる。
- ③ 呼吸の調節を概説できる。

(2) 循環器系と血液

- ① 動脈、静脈および毛細血管の構造と役割を説明できる。
- ② 肺循環と体循環を説明できる。
- ③ リンパの循環とリンパ節の機能を説明できる。
- ④ 心臓の構造と機能を概説できる（心筋の特徴、刺激伝導系を含む）。
- ⑤ 血圧と心電図を概説できる。
- ⑥ 血液の組成と機能を説明できる。
- ⑦ 血液型と輸血を概説できる。
- ⑧ 止血、血液凝固、線溶現象および出血傾向を概説できる。
- ⑨ 造血臓器を概説できる。

(3) 神経系

- ① 神経系の概略を説明できる（ニューロンを含む）。
- ② 脳と脊髄の基本構造と機能を概説できる。
- ③ 末梢神経系の機能と分類を概説できる。
- ④ 興奮の伝導を概説できる（シナプスでの伝達を含む）。
- ⑤ 反射と随意運動を概説できる。

(4) 運動器系

- ① 骨の基本構造と連結様式を概説できる。
- ② 骨の改造現象（リモデリング）を概説できる。
- ③ 筋の種類と特徴を説明できる。
- ④ 骨格筋の収縮の特徴と筋収縮の機序を概説できる。

(5) 感覚器系

- ① 感覚器を概説できる。

(6) 消化器系

- ① 消化器の基本構造と機能を概説できる（食道・肝臓・胆嚢・脾臓を含む）。
- ② 胃における消化を概説できる。
- ③ 腸における消化と吸収を概説できる。

(7) 内分泌系

- ① 内分泌器の基本構造とホルモンを概説できる。
- ② ホルモンの働きを概説できる。

(8) 泌尿器系

- ① 泌尿器系を概説できる。

② 尿の生成と体液の調節を概説できる。

(9) 生殖器系

① 生殖器系を概説できる。

(10) 外皮系（皮膚、粘膜およびその付属器）

① 皮膚と粘膜、およびその付属器を概説できる。

② 体熱の発生と体温の調節を概説できる。

(11) 加齢・老化

① 加齢と老化を説明できる。

② 人体の老化の特性と機序を説明できる。

③ 老化に伴う細胞、組織、器官および個体の形態的・機能的な変化を概説できる。

## 2. 人体の代謝と機能

一般目標：人体の生命現象を分子レベルの化学反応から理解するために、人体の代謝と機能に関する基本的知識を習得する。

### 到達目標

#### 1) 生体の構成要素

① 細胞の役割を説明できる。

② 生体の反応に必要な水の働きを説明できる。

③ 生体構成成分と栄養素の種類および作用を説明できる。

#### 2) 生体における化学反応

① 栄養素の消化と吸収を説明できる。

② 酸素の運搬と二酸化炭素の排出を説明できる。

③ 細胞内での代謝（エネルギー代謝、分解、合成）を説明できる。

#### 3) エネルギーの代謝

① エネルギー代謝を説明できる。

#### 4) 物質の代謝

① 糖質の代謝を説明できる。

② 脂質の代謝を説明できる。

③ タンパク質の代謝を説明できる。

④ アミノ酸からタンパク質が合成される過程を説明できる。

## 5) 酵素の種類と作用

- ① 主要な酵素の種類と作用を説明できる。

## 6) 生体における恒常性の維持

- ① 生体の恒常性（ホメオスタシス）を、血液の緩衝能と血糖値の調節で概説できる。
- ② 恒常性を保つ仕組みのホルモン系と自律神経系を概説できる。

## 3. 栄養・食生活

一般目標：人間が生命を維持するために重要な栄養・食生活を理解するために、栄養と食生活に関する基本的知識を習得する。

### 到達目標

#### 1) 栄養と健康

- ① 健康の維持と増進に必要な栄養を概説できる。
- ② 現代人の食物の摂取における栄養上の問題点を列挙できる。
- ③ 栄養素の種類とその消化と吸収の基本を説明できる。
- ④ 栄養素の役割を説明できる。

#### 2) 食事摂取基準

- ① 食事摂取基準を説明できる。
- ② エネルギー必要量を説明できる。
- ③ 脂肪エネルギー比率を説明できる。
- ④ 基礎代謝を説明できる。

#### 3) 栄養素の働き

- ① 糖質、タンパク質および脂質の生体での役割を概説できる。
- ② ビタミンの種類と働きを概説できる。
- ③ ミネラル（無機質）の種類と働きを概説できる。
- ④ 水の生体での役割を概説できる。
- ⑤ 食物繊維の生体での役割を概説できる。

#### 4) 食品と健康

- ① 食品の成分と分類および食品成分表を説明できる。
- ② 食品群の種類と分類を説明できる。
- ③ 保健機能食品を説明できる。
- ④ 食品添加物を説明できる。
- ⑤ 食品の物性とその働きを説明できる。

## 5) 食生活と健康

- ① 食生活と健康との関連を概説できる。
- ② 食生活と口腔の健康との関連を説明できる。
- ③ 国民健康・栄養調査を概説できる。
- ④ 食育と食育基本法を概説できる。
- ⑤ 栄養・食生活に関するわが国の施策を概説できる。
- ⑥ 食生活指針および食事バランスガイドを説明できる。
- ⑦ ライフステージ別の食生活の特徴を説明できる。

## B. 歯・口腔の構造と機能

### 1. 歯・口腔の解剖・組織・生理

一般目標：顔面、口腔およびその周囲組織の成り立ちを理解するために、口腔とその周囲組織の構造と機能に関する基本的知識を習得する。

#### 到達目標

##### 1) 頭頸部の基本的な構造と機能

- ① 顔面ならびに口腔の範囲を説明できる。
- ② 顔面ならびに口腔の各部位の名称を列挙できる。
- ③ 顔面ならびに口腔の発生を概説できる。
- ④ 顔面ならびに口腔を構成する骨を概説できる。
- ⑤ 頭頸部の筋の構成と機能を概説できる。
- ⑥ 頭頸部の脈管を概説できる。
- ⑦ 頭頸部の神経を概説できる。
- ⑧ 三叉神経と顔面神経の走行と線維構成を概説できる。
- ⑨ 咽頭の構造を説明できる。
- ⑩ 喉頭の構造を説明できる。
- ⑪ 頸関節の構造と機能を概説できる。
- ⑫ 鼻腔と副鼻腔の構造を概説できる。
- ⑬ 下顎の運動を概説できる。
- ⑭ 咀嚼の意義を説明できる。
- ⑮ 摂食・咀嚼・嚥下の機序を説明できる。
- ⑯ 口腔粘膜の分類と特徴を部位ごとに説明できる。
- ⑰ 舌の構造と機能を説明できる。
- ⑱ 味覚器の構造と味覚を説明できる。
- ⑲ 唾液腺の位置と構造を説明できる。
- ⑳ 唾液の性状と役割を説明できる。
- ㉑ 吸啜と嘔吐を概説できる。
- ㉒ 構音器官としての口腔を概説できる。

## 2) 歯と歯周組織の構造と機能

- ① 歯と歯周組織の発生を概説できる。
- ② 歯の萌出と交換を概説できる。
- ③ 歯種別の形態と特徴を説明できる（歯式を含む）。
- ④ 永久歯と比較した乳歯の特徴が説明できる。
- ⑤ 歯の硬組織の組織学的構造と機能を説明できる。
- ⑥ 歯髄の組織学的構造と機能を説明できる。
- ⑦ 歯周組織の組織学的構造と機能を説明できる。
- ⑧ 歯列と咬合を概説できる。
- ⑨ 歯と口腔粘膜の感覚を概説できる。
- ⑩ 口腔・顎顔面の老化と歯の喪失に伴う変化を説明できる。

## 2. 口腔の代謝と機能

一般目標：口腔における生命現象を分子レベルの化学反応から理解するために、口腔における物質の代謝と機能に関する基本的知識を習得する。

### 到達目標

#### 1) 歯と歯周組織の生化学

- ① 結合組織の組成と機能を説明できる。
- ② 主な細胞外マトリックスの構造と機能、合成と分解を説明できる。
- ③ ヒドロキシアパタイトなどを含む歯の無機成分を説明できる。
- ④ 歯の有機成分を説明できる。

#### 2) 硬組織の生化学

- ① 血清中のカルシウムとリン酸の濃度を説明できる。
- ② 歯と骨の石灰化の仕組みを概説できる。
- ③ 血清カルシウム調節を説明できる。
- ④ 歯の脱灰と再石灰化を説明できる。

#### 3) 唾液の生化学

- ① 唾液中の無機質と有機質の種類を列挙できる。
- ② 唾液中の無機質の作用を説明できる。
- ③ 唾液中の有機質の作用を説明できる。

#### 4) デンタルプラークの生化学

- ① う蝕におけるデンタルプラークの関わりを説明できる。
- ② 歯周疾患におけるデンタルプラークの関わりを説明できる。

## C. 疾病の成り立ちおよび回復過程の促進

### 1. 病因と病態（病理学分野）

一般目標：口腔領域に発生する疾病の発生機序および病理学的特徴を理解するために、疾患の概念、病因と病態に関する基本的知識を習得する。

#### 到達目標

##### 1) 細胞組織の障害（退行性病変）

- ① 細胞・組織の変性、萎縮、壊死を概説できる。
- ② ネクローシスとアポトーシスの違いを説明できる。

##### 2) 増殖と修復（進行性病変）

- ① 肥大、増生、化生、再生を概説できる。
- ② 肉芽組織とその構成成分を説明できる。
- ③ 肉芽組織が関与する病変を列挙できる。
- ④ 異物の処理を説明できる（器質化を含む）。
- ⑤ 創傷の治癒過程を説明できる。

##### 3) 循環障害

- ① 虚血、充血、うつ血の違いを説明できる。
- ② 出血の原因、種類、転帰を説明できる。
- ③ 血栓、塞栓の形成機序、転帰を概説できる。
- ④ 梗塞の成因、転帰を概説できる。
- ⑤ 水腫（浮腫）の原因、症状、転帰を説明できる。
- ⑥ 一次性ショックと二次性ショックの違いを説明できる。

##### 4) 炎症

- ① 炎症の定義を説明できる。
- ② 炎症に関する細胞の種類と機能を説明できる。
- ③ 炎症を分類できる。
- ④ 渗出性炎とその経時的变化を概説できる。
- ⑤ 膿瘍、蜂窩織炎、蓄膿症の違いを説明できる。
- ⑥ 肉芽腫性炎の定義を述べ、代表的な肉芽腫性炎を列挙できる。

##### 5) 免疫異常と移植

⇒ 微生物（感染と免疫）

- ① 免疫異常を概説できる。
- ② 移植免疫を概説できる。

## 6) 腫瘍

- ① 腫瘍の定義を説明できる。
- ② 腫瘍の病因と進展を概説できる。
- ③ 腫瘍の局所での発育、浸潤、転移を概説できる。
- ④ 良性腫瘍と悪性腫瘍の違いを概説できる。
- ⑤ 腫瘍を分類できる。
- ⑥ 前癌病変を概説できる。

## 7) 口腔領域の疾患

- ① 歯の発育障害の種類と病態を概説できる。
- ② 歯の損傷を概説できる。
- ③ デンタルプラーク、歯石の形成とその為害性を説明できる。
- ④ う蝕の病因と病態を説明できる。
- ⑤ う蝕を組織学的に分類し、その特徴を説明できる。
- ⑥ 酸蝕症の病因や病態を説明できる。
- ⑦ 歯頸部知覚過敏症の病因や病態を説明できる。
- ⑧ 齒髄疾患の病因と病態を説明できる。
- ⑨ 齒髄炎を分類し、その特徴を説明できる。
- ⑩ 根尖性歯周疾患の病因と病態を説明できる。
- ⑪ 根尖性歯周炎を分類し、その特徴を説明できる。
- ⑫ 歯周疾患の病因と病態を説明できる。
- ⑬ 歯周疾患を分類し、その特徴を説明できる。
- ⑭ 抜歯創の治癒過程を説明できる。
- ⑮ 口腔粘膜疾患の種類と特徴を概説できる。
- ⑯ 口腔領域の囊胞を概説できる（歯原性囊胞を含む）。
- ⑰ 口腔領域の腫瘍を概説できる（歯原性腫瘍を含む）。
- ⑱ 唾液腺疾患を概説できる。

## 2. 感染と免疫（微生物学分野）

一般目標：口腔の常在微生物とそれらが原因となる疾患を理解するために、微生物の基本的性状、病原性と感染によって生じる病態と生体の防御機構としての免疫に関する基本的知識を習得する。

### 到達目標

#### 1) 感染

- ① 感染と発症を説明できる。
- ② 微生物の感染機構と病原性を概説できる。
- ③ 宿主の抵抗性を概説できる。

- ④ 感染の種類と経路をあげ、概説できる。
- ⑤ 細菌、ウイルスその他微生物の形態学的特徴と基本的性状を概説できる（プリオンを含む）。
- ⑥ 減菌・消毒の意義と原理を説明できる。
- ⑦ 院内感染の原因と予防法を説明できる。
- ⑧ 化学療法の目的と原理を説明できる。
- ⑨ 微生物の培養と観察法を概説できる。

## 2) 免疫

- ① 自然免疫と獲得免疫を説明できる。
- ② 液性免疫と細胞性免疫を説明できる。
- ③ 免疫担当細胞の種類と機能を説明できる。
- ④ 抗原、抗体およびサイトカインを説明できる。
- ⑤ 免疫反応を利用した検査法を概説できる。
- ⑥ ワクチンを説明できる。
- ⑦ アレルギーを概説できる。

## 3) 口腔微生物

- ① 微生物と口腔環境の関わりを説明できる。
- ② 口腔常在微生物を概説できる。
- ③ デンタルプラーク（バイオフィルムとして）の形成とその微生物叢を概説できる。
- ④ バイオフィルム感染症を概説できる。
- ⑤ う蝕原因菌を概説できる。
- ⑥ 歯周病原因菌を概説できる。
- ⑦ 微生物が原因で口腔に症状を現す疾患を概説できる。

## 3. 疾病の回復を促進する薬（薬理学分野）

一般目標：薬物の性質、薬理作用、作用機序および副作用を理解するために、疾病の回復を促進する薬に関する基本的知識を習得する。

### 到達目標

#### 1) 医療と薬物

- ① 薬物療法（原因療法、対症療法）を説明できる。
- ② 薬理作用の基本形式と分類を説明できる。

#### 2) 身体と薬物

- ① 薬物の作用機序を説明できる。
- ② 薬物の適用方法の種類とその特徴を説明できる。

- ③ 薬物動態（吸収、分布、代謝、排泄）を説明できる。
- ④ 薬理作用を規定する要因（用量、作用、感受性）を説明できる。
- ⑤ 薬物の併用（協力作用、拮抗作用、相互作用）を説明できる。
- ⑥ 薬物の連用の影響（薬物耐性、蓄積および薬物依存）を説明できる。
- ⑦ 妊産婦・小児・高齢者への薬物投与の特徴を説明できる。
- ⑧ 薬物の一般的副作用、有害作用と口唇・口腔・顎顔面領域に現れる副作用、有害作用を説明できる。

### 3) 医薬品の分類

- ① 医薬品の分類を説明できる。
- ② 毒薬、劇薬および麻薬などの表示と保管を説明できる。
- ③ 医薬品、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器法）を説明できる。
- ④ 日本薬局方を説明できる。

### 4) 薬物の取り扱い

- ① 処方せん（箋）の記載事項を概説できる。
- ② 薬物の保存方法を説明できる。
- ③ 薬物の剤形を説明できる。

### 5) 中枢神経系と薬

- ① 主な中枢神経作用薬の薬理作用、作用機序、副作用を説明できる。

### 6) 末梢神経系と薬

- ① 主な末梢神経作用薬の薬理作用、作用機序、副作用を説明できる。
- ② 主な局所麻酔薬の薬理作用、作用機序、副作用を説明できる。

### 7) 循環・呼吸系と薬

- ① 循環器系に作用する主な薬物の薬理作用、作用機序、副作用を説明できる。
- ② 呼吸器系に作用する主な薬物の薬理作用、作用機序、副作用を説明できる。

### 8) 血液と薬

- ① 血液凝固の過程を概説できる。
- ② 主な止血薬、抗血栓薬、抗貧血薬の薬理作用、作用機序、副作用を説明できる。

### 9) 炎症と薬

- ① 炎症のメカニズムを概説できる。
- ② 主な抗炎症薬、解熱鎮痛薬、消炎酵素薬の薬理作用、作用機序、副作用を説明できる。

- 10) 感染症と薬
- ① 感染症を概説できる。
  - ② 主な抗感染症薬と消毒薬の薬理作用、作用機序、副作用を説明できる。
- 11) 歯・歯髄疾患と薬
- ① う蝕の予防に用いる薬の薬理作用、作用機序、副作用を説明できる。
  - ② 歯・歯髄疾患に用いる薬の薬理作用、作用機序、副作用を説明できる。
- 12) 歯周疾患と薬
- ① 歯周治療に用いる薬の薬理作用、作用機序、副作用を説明できる。
  - ② 洗口薬を説明できる。
- 13) 服薬指導
- ① 服薬に関する一般的事項を説明できる。
  - ② 対象者別の服薬指導を説明できる。
- D. 歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み**
1. 健康を左右する環境（保健生態学：衛生学）
- 一般目標：健康を左右する環境衛生の重要性を理解し、個人と集団に対する健康障害の予防能力を高める態度を養うために、歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組みに関する基本的知識を習得する。

**到達目標**

1) 総論

- ① 健康の定義と国民の権利を説明できる。
- ② 健康づくりの理念を説明できる。
- ③ 社会環境（QOL、ノーマライゼーション、バリアフリー、国際生活機能分類（ICF））の理念を説明できる。
- ④ 第一次予防、第二次予防および第三次予防を説明できる。

2) 疫学

- ① 疫学の定義を説明できる。
- ② 疾病や異常の発生要因（因子）を列挙できる。
- ③ 健康・疾病・異常・流行を表す指標を列挙できる。
- ④ 疫学研究の方法を説明できる。
- ⑤ 疫学研究における倫理的配慮の必要性を説明できる。

### 3) 人口

- ① わが国と世界における人口の現状と推移を概説できる。
- ② 人口統計における静態統計と動態統計を説明できる。
- ③ 人口構造を人口ピラミッドや各種指標を用いて説明できる。
- ④ 人口の高齢化を概説できる。
- ⑤ 生命表の概要を理解して、日本人の平均寿命の動向を説明できる。

### 4) 健康と環境

- ① 人間と環境の関係を説明できる。
- ② 健康と環境の関係を説明できる。
- ③ 地球環境の変化とその対応を説明できる。
- ④ 公害問題とその原因物質を列挙できる。
- ⑤ 廃棄物の種類と処理方法を列挙できる。

### 5) 感染症

- ① 感染症の概念と感染成立の三要因を説明できる。
- ② 感染予防・流行防止の基本的考え方と対策を説明できる。
- ③ 感染症対策上の問題点を説明できる。
- ④ 感染症の分類とその内容を説明できる。
- ⑤ 主な感染症とその動向を説明できる。

### 6) 食品と健康

- ① わが国の食中毒の発生状況を説明できる。
- ② 食中毒の分類と特徴を説明できる。
- ③ 食品の安全性確保の方策を列挙できる。
- ④ 健康日本 21（第二次）における食に関するわが国の政策を説明できる。

## 2. 歯・口腔の健康と予防（保健生態学：口腔衛生学）

一般目標：歯・口腔の健康に関わる社会の仕組みを理解し、歯科疾患の予防能力を高める態度を養うために、歯・口腔の健康と予防に関する基本的知識を習得する。

### 到達目標

#### 1) 総論

- ① 口腔の健康の定義を説明できる。
- ② 口腔と全身の健康の関係を説明できる。
- ③ 歯・口腔の健康を保持・増進する手段を概説できる。
- ④ 歯・口腔の形成および発育・発達とその異常を説明できる。
- ⑤ 歯・口腔の形成異常を説明できる。

- ⑥ 歯・口腔の機能を説明できる。
- ⑦ 唾液の作用を説明できる。
- ⑧ 歯・口腔の付着物と沈着物を説明できる。

## 2) 口腔清掃

- ① 口腔清掃の意義を説明できる。
- ② 口腔清掃法の種類を列挙できる。
- ③ 口腔清掃用具の種類と特徴を説明できる。
- ④ 不適切な口腔清掃による為害作用とその予防法を列挙できる。
- ⑤ 齒磨剤の種類と組成およびその配合目的を説明できる。
- ⑥ 洗口剤の種類と組成およびその配合目的を説明できる。

## 3) 歯科疾患の疫学

- ① う蝕の疫学的特性を概説できる。
- ② 歯周疾患の疫学的特性を概説できる。
- ③ その他の歯科疾患の疫学的特性を概説できる。

## 4) う蝕の予防

- ① う蝕発病のメカニズムを説明できる。
- ② う蝕の発病要因（宿主、口腔細菌叢、食事性基質）を説明できる。
- ③ う蝕活動性試験の意義を説明できる。
- ④ リスクに応じたう蝕予防方法を列挙できる。
- ⑤ う蝕発病の第一次予防、第二次予防および第三次予防を説明できる。

## 5) フッ化物によるう蝕予防

- ① 人間生態系におけるフッ化物の意義を説明できる。
- ② 生体におけるフッ化物の代謝を説明できる。
- ③ フッ化物の毒性を認識し、正しい対処法を説明できる。
- ④ フッ化物応用によるう蝕予防法を列挙できる。
- ⑤ フッ化物のう蝕予防メカニズムを説明できる。
- ⑥ ライフステージに応じたフッ化物の応用方法を説明できる。

## 6) 歯周病の予防

- ① 歯周病の種類と発病のメカニズムを説明できる。
- ② 歯周病の炎症の広がりと症状を説明できる。
- ③ 歯周病のリスクファクターを列挙できる。
- ④ 歯周病の全身に与える影響を説明できる。
- ⑤ 歯周疾患の予防法を説明できる。

## 7) その他の疾患・異常の予防

- ① 口内炎の分類、要因および予防を説明できる。
- ② 口腔癌の実態と予防を説明できる。
- ③ 不正咬合の要因とその予防を説明できる。
- ④ 頸関節症の分類と症状を説明できる。
- ⑤ 歯の着色・変色の要因を列挙できる。
- ⑥ 口臭の要因と予防を説明できる。
- ⑦ 口腔乾燥症の要因と予防を説明できる。
- ⑧ 歯の損耗（Tooth wear）の要因と予防を説明できる。
- ⑨ 歯・口腔の外傷の要因と予防を説明できる。

## 3. 健康に関わる地域の役割（保健生態学：地域保健学、公衆衛生学）

一般目標：生活と健康に関わる社会の仕組みを理解し、地域社会における保健対策の基本的な考え方を学び、地域集団に対する疾病の予防能力を高める態度を養うために、健康に関わる地域の役割に関する基本的知識を習得する。

### 到達目標

#### 1) 地域保健・公衆衛生総論

- ① 地域保健を担う組織の仕組みと特徴を概説できる。
- ② ヘルスプロモーションやノーマライゼーションなどの地域保健の概念を概説できる。
- ③ 「健康日本 21（第二次）」と「健康増進法」を概説できる。
- ④ 地域保健活動の基本的な進め方を概説できる。
- ⑤ 地域歯科保健に関する保健福祉関係施策の変革を概説できる。
- ⑥ ライフステージごとの口腔保健施策を概説できる。
- ⑦ 国民健康・栄養調査を説明できる。

#### 2) 母子保健

- ① わが国の母子保健の概略を説明できる。
- ② 母子健康手帳に記載された口腔に関係した質問項目を列挙できる。
- ③ 妊産婦への歯科保健指導の要点を説明できる。
- ④ 1歳6か月児・3歳児健康診査の目的を説明できる。
- ⑤ 1歳6か月児・3歳児歯科健康診査の結果からう蝕罹患型を分類できる。
- ⑥ う蝕罹患型に応じた歯科保健指導の要点を列挙できる。
- ⑦ 妊産婦期と乳幼児期の口腔保健管理を説明できる。

#### 3) 学校保健

- ① 学校保健の対象者を列挙し、意義を説明できる。
- ② 学校において被患率の高い疾病異常を列挙できる。

- ③ 学校保健関係職員を列挙し、その役割を説明できる。
- ④ 学校保健の保健教育と保健管理を概説できる。
- ⑤ 学校における健康診断を概説できる。
- ⑥ 学校保健委員会の構成と活動を概説できる。
- ⑦ 学校歯科健康診断の検査項目を列挙し、事後措置内容を説明できる。
- ⑧ 学校歯科健康診断の記号を列挙し、基準を説明できる。
- ⑨ 学校歯科健康診断後の C0 と G0 の事後措置を説明できる。

#### 4) 成人保健

- ① 生活習慣病のリスクファクターを列挙できる。
- ② 成人期の口腔保健管理を説明できる。
- ③ 成人保健対策を説明できる。

#### 5) 産業保健

- ① 産業保健の目的を説明できる。
- ② 産業衛生に関する法規を列挙できる。
- ③ 職業性疾病を起こす要因を列挙できる。
- ④ 労働安全衛生法を概説できる。
- ⑤ 保健管理体制と作業環境管理、作業管理および健康管理を説明できる。
- ⑥ 職域における健康診断の種類を説明できる。
- ⑦ 口腔領域に関連のある職業性疾病とそれに対する特殊健康診断を説明できる。
- ⑧ トータルヘルスプロモーションプラン (THP) を説明できる。

#### 6) 高齢者保健

- ① 高齢者の保健福祉対策を説明できる。
- ② 介護保険制度の概要を説明できる。
- ③ 介護予防を説明できる。
- ④ 要介護者の保健福祉対策（新オレンジプランを含む）を説明できる。
- ⑤ 地域包括ケアシステム（地域における保健・医療・福祉・介護の連携）を概説できる。

#### 7) 精神保健

- ① 精神保健の定義を説明できる。
- ② 健康に関わる精神保健の意義を概説できる。
- ③ 精神障害者の歯科保健の問題を概説できる。
- ④ 精神保健活動の現状を概説できる。

#### 8) 災害時の保健医療活動

- ① 大規模災害時の保健医療対策を概説できる。
- ② 被災地での歯科保健活動を概説できる。

#### 9) 国際保健

- ① 世界の歯科疾患の状況と口腔保健従事者を説明できる。
- ② 歯科保健医療の国際協力に関わる世界および日本の機関を列挙できる。
- ③ 国や地域により健康水準や口腔保健の現状が異なっていることを概説できる。
- ④ 発展途上国に対する WHO や JICA の活動を概説できる。

### 4. 歯科衛生士と法律・制度（医事法制・社会歯科）

一般目標：日本の保健・医療・福祉制度と医事法制を理解し、歯科衛生のあり方を考える態度を養うために、歯科衛生士に必要な法律・制度に関する基本的知識を習得する。

#### 1) 医療と社会環境

- ① 日本の医療制度を概説できる。
- ② 国民医療費など、医療経済の動向を説明できる。
- ③ 医療施設、医療従事者の現況を説明できる。
- ④ 歯科衛生士、歯科医師および歯科技工士の業務を説明できる。

#### 2) 歯科衛生士と法律

- ① 歯科衛生士資格の成り立ちと目的を説明できる。
- ② 歯科衛生士業務とその法的根拠を説明できる。
- ③ 歯科衛生士の試験・免許に関する手続きを説明できる。
- ④ 歯科衛生士法に規定されている義務・責務を説明できる。
- ⑤ 歯科医師法と歯科技工士法に規定されている義務と責務を説明できる。
- ⑥ 医療法の成り立ちと目的を説明できる。
- ⑦ 医療法に規定されている遵守事項を説明できる。

#### 3) 医療関係職種

- ① 歯科医師の指示で歯科診療の補助を行う医療職種を列挙できる。
- ② 保健師助産師看護師法の概要と診療の補助を概説できる。
- ③ 診療放射線技師と言語聴覚士の業務の概略を概説できる。
- ④ 医師法と薬剤師法の概略を概説できる。

#### 4) その他の関係法規

- ① 薬事衛生法規を列挙し、その概要を説明できる。
- ② 保健衛生法規を列挙し、その概要を説明できる。

③ 予防衛生法規を列挙し、その概要を説明できる。

#### 5) 社会保障と社会福祉

- ① 宪法第25条で示す社会保障制度の種類を列挙できる。
- ② 社会保険の種類とその特徴を説明できる。
- ③ 医療保険の種類とその法律を説明できる。
- ④ 介護保険制度の仕組みを概説できる。
- ⑤ 障害児者の保健・医療・福祉制度を説明できる。
- ⑥ 歯科衛生士が関わる社会福祉を説明できる。

### 5. 保健情報と衛生統計

一般目標：個人および集団の歯・口腔の健康と予防プログラムを構築するために、関連する保健情報を把握し、衛生統計の手法を習得する。

#### 到達目標

##### 1) 保健情報と保健統計

- ① データと情報の違いを説明できる。
- ② EBM (evidence-based medicine) を説明できる。
- ③ 国家保健統計（歯科疾患実態調査等）を説明できる。

##### 2) 保健情報と疫学

- ① 疫学の目的を説明できる。
- ② 因果関係を説明できる。
- ③ 調査方法を分類し、説明できる。
- ④ 研究方法を分類し、説明できる。
- ⑤ スクリーニング検査を説明できる。

##### 3) 歯科疾患の指標

- ① 歯科疾患の指標を列挙できる。
- ② う蝕の指標を説明できる。
- ③ 歯周疾患の指標を説明できる。
- ④ 口腔清掃状態の指標を説明できる。

##### 4) 保健情報の分析手順

- ① 保健情報の収集方法を説明できる。
- ② 保健調査の基本を説明できる。
- ③ 質問紙作成法の基本を説明できる。
- ④ 母集団と標本を説明できる。

⑤ 標本抽出法を説明できる。

5) 保健統計の方法

- ① データの数値のもつ特徴を説明できる。
- ② 数値に応じた代表値や散布度を選択できる。
- ③ 数値の特徴や分布に応じた検定法を選択できる。
- ④ 交絡因子が結果に大きな影響を与えることを知り、その影響を避ける分析法を選択できる。

6) 保健情報の分析演習

- ① 検定の流れを説明できる。
- ② 標本平均値の差の検定を説明できる。
- ③ カイ二乗検定を説明できる。
- ④ 図表の種類と特徴を列挙できる。
- ⑤ 図表作成の基本事項を列挙できる。
- ⑥ 図表を作成できる。

7) 情報の保護と倫理

- ① 情報の特性を概説できる。
- ② 情報を得る手順を列挙できる。
- ③ 個人情報の扱い（個人情報保護）を説明できる。
- ④ インターネットと情報モラルを概説できる。

## 専門分野

### A. 歯科衛生学総論（歯科衛生士概論）

#### 1. 歯科衛生学総論

一般目標：歯科衛生業務を実践して人びとの健康づくりを支援するために、保健医療人としての基本的態度を理解し、多様な科目において知識・技術を習得する態度および論理的思考法の基礎を習得する。

#### 到達目標

- ① 歯科衛生学を概説できる。
- ② 歯科衛生業務の構成要素を説明できる。
- ③ 業務実践にあたって、クリティカルシンキング・批判的に思考する意義を説明できる。
- ④ 歯科衛生過程の構成要素を列挙できる。
- ⑤ 歯科衛生過程の構成要素それぞれの意味を説明できる。
- ⑥ 対象者を第一に考えた健康づくりを支援する理由を説明できる。
- ⑦ 業務記録の意義を説明できる。
- ⑧ 歯科衛生の実践が倫理的であるべき理由を説明できる。
- ⑨ インフォームド・コンセントにおける患者・家族と保健医療者双方の権利と義務を説明できる。
- ⑩ 歯科衛生業務の実践におけるコミュニケーション力の必要性を説明できる。
- ⑪ 歯科衛生業務を実践するための判断力と習熟した技術が必要である理由を説明できる。
- ⑫ 保健・医療・福祉分野の専門職の業務を概説できる。
- ⑬ 他職種との連携の意義を説明できる。
- ⑭ チーム医療を概説できる。
- ⑮ 医療安全対策の必要性と方策を概説できる。

#### 2. 歯科衛生過程

一般目標：対象とする人の歯科衛生ニーズにあった支援をするために、論理的に思考し、問題発見および解決するための過程を理解する。

#### 到達目標

- ① 論理的思考に基づいた業務展開の意義を説明できる。
- ② 歯科衛生過程を概説できる。
- ③ 歯科衛生アセスメントを説明できる。
- ④ 歯科衛生計画を説明できる。
- ⑤ 歯科衛生診断を説明できる。
- ⑥ 歯科衛生介入を説明できる。
- ⑦ 歯科衛生業務記録の意義を説明できる。
- ⑧ 歯科衛生過程における評価を説明できる。

## B. 臨床歯科医学

### 1. 臨床歯科総論

一般目標：患者の全身的健康状態や全身疾患を把握するための医療情報、歯科疾患の診断および歯科衛生業務の実施に必要な基本的検査（口腔内検査、口腔機能検査、画像検査）および全身の一般検査の意義と関連を理解する。

#### 1) 全身疾患と歯科治療

##### 到達目標

- ① 医療情報収集の意義を説明できる。
- ② 医療面接の方法および照会状の目的を説明できる。
- ③ 歯科治療にあたり留意すべき主な全身疾患と偶発症の予防を説明できる。
- ④ バイタルサインのモニタリングを概説できる。

#### 2) 口腔内検査・口腔機能検査

##### 到達目標

- ① 齒・歯髄・歯周組織検査に必要な器具・検査の意義を説明できる。
- ② 齒列・咬合、下顎運動、筋機能、咀嚼機能検査の意義を説明できる。
- ③ 舌運動・舌圧検査、唾液検査、摂食嚥下機能検査の意義を説明できる。
- ④ 構音機能検査、味覚検査、口臭検査、微生物学的検査の意義を説明できる。

#### 3) 画像検査

##### 到達目標

- ① 放射線の生物学的影響を理解し、放射線防護を概説できる。
- ② エックス線画像の形成原理を概説できる。
- ③ 頭部エックス線撮影の種類と適応を概説できる。
- ④ 口内法ならびにパノラマエックス線撮影の手技を説明できる。
- ⑤ 口内法エックス線写真とパノラマエックス線写真のエックス線解剖の概要を表記できる。
- ⑥ う蝕と歯周病および頸骨に生じる病変（嚢胞、腫瘍、炎症等）のエックス線所見を概説できる。
- ⑦ 超音波検査、CT（CBCT）およびMRIの原理と特徴を概説できる。
- ⑧ 嚥下造影検査、嚥下内視鏡検査の所見を概説できる。

#### 4) 一般臨床検査

##### 到達目標

- ① 一般臨床検査の種類と目的を説明できる。
- ② 検査の倫理と安全性を説明できる。
- ③ 検査値の評価の重要性を説明できる。

## 2. 歯・歯髄組織の疾患と治療

一般目標：歯科衛生業務を行うために必要な歯に生じる疾患の種類、症状、診断法および治療法を理解する。

### 到達目標

- ① 歯の硬組織疾患の種類と原因、予防法、処置法を説明できる。
- ② う蝕治療の流れ、また前準備の概要を説明できる。
- ③ 窩洞の構成と名称、分類と窩洞形態の原則を説明できる。
- ④ 修復処置に使用する器材の概要を説明できる。
- ⑤ 修復法の種類（直接修復・間接修復）と特徴を説明できる。
- ⑥ 歯の切削器械・器具の種類と特徴を説明できる。
- ⑦ 歯の変色の原因と処置法（歯の漂白）を説明できる。
- ⑧ Minimal Intervention Dentistry (MID) の意義を説明できる。
- ⑨ 象牙質知覚過敏症の症状と原因、処置法を説明できる。
- ⑩ 修復処置後の不快事項とメインテナンスを説明できる。
- ⑪ 歯髄・根尖性歯周組織疾患の分類と症状・検査法を説明できる。
- ⑫ 歯髄の保存療法（覆髓法）を説明できる。
- ⑬ 歯髄の除去療法を説明できる。
- ⑭ 根尖性歯周組織疾患（感染根管）を説明できる。
- ⑮ 根管治療に用いる器材の使用法を説明できる。
- ⑯ 根管充填法を説明できる。
- ⑰ 根未完成歯の処置法を説明できる。
- ⑱ 外科的歯内療法の種類・適応症および処置法を説明できる。
- ⑲ 外傷歯の治療法を説明できる。
- ⑳ 歯内療法における偶発事故とその防止策を説明できる。

## 3. 歯周組織の疾患と治療

一般目標：歯科衛生業務を行うために必要な歯周組織に生じる疾患の種類、症状、診断法および治療法を理解する。

### 到達目標

- ① 歯周病の種類と症状を説明できる。
- ② 歯周治療の流れを説明できる。
- ③ 歯周病の検査法と検査結果を説明できる。
- ④ 歯周初期治療の術式と適応症を説明できる。
- ⑤ 歯周外科治療の種類と適応症を説明できる。
- ⑥ 歯周外科手術の介助の概要を説明できる。
- ⑦ 口腔機能回復治療の概要を説明できる。

- ⑧ 歯周治療後の再評価ができる。
- ⑨ 歯周治療後のメインテナンス（SPT）を説明できる。

#### 4. 咀嚼障害・咬合異常

一般目標：歯科衛生業務を行うために必要な歯質欠損に対する歯冠修復と歯列の一部、あるいは全部の歯の欠損に対する咬合回復の治療法を理解する。

##### 到達目標

- ① 歯および歯列の形態と位置的関係、顎口腔系の機能、咬合を説明できる。
- ② 補綴装置の種類と適応を説明できる。
- ③ 支台装置とポンティックの選択、特徴および製作法を概説できる。
- ④ 有床義歯の支持装置、把持装置および維持装置を説明できる。
- ⑤ 補綴治療に用いられる器材を説明できる。
- ⑥ 補綴治療の臨床ステップおよび技工操作を概説できる。
- ⑦ 補綴装置製作のための咬合探得に用いる材料と取り扱い法を説明できる。
- ⑧ 咬合探得する下顎位と咬合探得法を概説できる。
- ⑨ 義歯の調整、リライニング、リベースおよび修理を概説できる。
- ⑩ 補綴処置後におけるメインテナンスの重要性を説明できる。
- ⑪ ブリッジの特徴・構成を説明できる。
- ⑫ プロビジョナルレストレーション（テンポラリークラウン、ブリッジ）の概要を説明できる。
- ⑬ インプラントの特徴を説明できる。

#### 5. 顎・口腔領域の疾患と治療（口腔外科）

一般目標：歯科衛生業務を行うために必要な顎・口腔領域に生じる各種疾患の特徴と症状、診断法および治療法を理解する。

##### 到達目標

- ① 顎・口腔領域に生じる各種疾患を分類できる。
- ② 先天異常（口唇・口蓋裂など）と発育異常（顎変形症など）の症状と治療法を概説できる。
- ③ 歯の外傷、歯槽骨骨折、顎骨骨折および軟組織損傷の症状と治療法を概説できる。
- ④ 各種口腔粘膜疾患の種類と症状および治療法を概説できる。
- ⑤ 歯槽部、顎骨および周囲組織の炎症（歯性感染）の原因、感染経路と症状および治療法を概説できる。
- ⑥ 顎骨および口腔軟組織に発生する囊胞の種類と症状および治療法を概説できる。
- ⑦ 顎・口腔領域の良性腫瘍、悪性腫瘍、腫瘍類似疾患の種類と症状および治療法を概説できる。

- ⑧ 顎関節疾患（脱臼、顎関節症、顎関節強直症など）の症状と治療法を概説できる。
- ⑨ 唾液腺疾患（唾液腺炎、流行性耳下腺炎、唾石症、唾液腺腫瘍）の症状と治療法を概説できる。
- ⑩ 顎・口腔領域の神経疾患（三叉神経痛、三叉神経麻痺、顔面神経麻痺、舌痛症、オーラルディスキネジアなど）の症状を概説できる。
- ⑪ 口腔に症状を現す血液疾患（貧血、白血病、血友病、特発性血小板減少性紫斑病、播種性血管内凝固亢進症候群[DIC]など）の特徴を概説できる。
- ⑫ 抜歯・口腔外科小手術（消炎手術、止血処置、歯槽骨整形術、根尖切除術、囊胞摘出術・囊胞開窓術、骨折手術、口腔インプラント手術）の手順を説明できる。
- ⑬ 抜歯の適応と禁忌を概説できる。
- ⑭ 抜歯・口腔外科小手術の術中・術後の局所的偶発症および術後の注意を説明できる。
- ⑮ 顎口腔領域の周術期（放射線治療、化学療法を含む）の口腔衛生管理を説明できる。

## 6. 歯科麻酔と全身管理

一般目標：歯科衛生業務を行うために必要な全身管理、局所麻酔、精神鎮静法および全身麻酔を理解する。

### 到達目標

- ① 麻酔の目的を説明できる。
- ② バイタルサイン、経皮的動脈血酸素飽和度[SpO<sub>2</sub>]を説明できる。
- ③ 各種局所麻酔法と施術時の注意点を説明できる。
- ④ 歯科治療時の全身的偶発症（神経性ショック、過換気症候群、アナフィラキシーショック）とその対応を説明できる。
- ⑤ 精神鎮静法の適応症と種類を説明できる。
- ⑥ 全身麻酔の適応症と種類を概説できる。

## 7. 小児の理解と歯科治療（小児歯科）

一般目標：歯科衛生業務を行うために必要な小児の身体的・心理的特徴と小児の歯科治療を理解する。

### 到達目標

- ① 小児の正常な身体的成长発育とその障害を説明できる。
- ② 成人歯科と小児歯科の違いを説明できる。
- ③ 各年齢における小児の正常な心理的発達とその障害を説明できる。
- ④ 小児の先天性疾患を説明できる。
- ⑤ 齒列および咬合の正常発育とその障害を説明できる。
- ⑥ 乳歯と幼若永久歯の解剖学的特徴を説明できる。
- ⑦ 小児う蝕の特徴、う蝕予防および進行抑制法を説明できる。

- ⑧ 乳歯と幼若永久歯の歯冠修復法ならびに歯内療法を説明できる。
- ⑨ 小児の口腔外科的疾患を説明できる。
- ⑩ 小児の歯の外傷の種類と処置法を説明できる。
- ⑪ 咬合誘導の概念ならびに保隙装置の種類、適応症および留意点を説明できる。

## 8. 不正咬合と治療（矯正歯科）

一般目標：歯科衛生業務を行うために必要な不正咬合の症状および治療法を理解する。

### 到達目標

- ① 顔面および歯・歯列の成長発育とその評価を説明できる。
- ② 成長発育に伴う正常咬合（乳歯列から永久歯列）を説明できる。
- ③ 不正咬合の原因と種類を列挙できる。
- ④ 不正咬合による障害と矯正治療の目的を説明できる。
- ⑤ 矯正力と歯の移動時の生体反応を説明できる。
- ⑥ 矯正装置の種類、構造および機能を説明できる。
- ⑦ 矯正治療に用いる器材とその取り扱いを説明できる。
- ⑧ 矯正治療前、治療中および保定期間における口腔健康管理法を説明できる。

## 9. 高齢者の理解と歯科治療（高齢者歯科）

一般目標：歯科衛生業務を行うために必要な高齢者の身体的・心理的特徴と歯科治療を理解する。

### 到達目標

- ① 全身および口腔の加齢と老化を説明できる。
- ② 人口の超高齢化による社会環境の変化を説明できる。
- ③ 高齢者の全身疾患と口腔疾患の特徴を説明できる。
- ④ 高齢者の歯科治療時における介助と安全管理を説明できる。
- ⑤ 高齢者の口腔健康管理を説明できる。
- ⑥ 歯科訪問診療の意義と目的を説明できる。
- ⑦ 高齢者の摂食嚥下障害の原因と症状を説明できる。
- ⑧ 高齢者の摂食嚥下リハビリテーションを説明できる。
- ⑨ 高齢者のための社会保障と医療・保健・福祉を説明できる。
- ⑩ サルコペニアとフレイルを説明できる。
- ⑪ 高齢者の終末期ケアを説明できる。
- ⑫ 高齢者の誤嚥性肺炎の原因と口腔健康管理を説明できる。

## 10. 障害児者の理解と歯科治療（障害者歯科）

一般目標：歯科衛生業務を行うために必要な障害児者の身体的・心理的特徴と歯科治療を

理解する。

#### 到達目標

- ① 障害の概念が説明できる。
- ② 障害の種類・歯科的特徴および歯科保健医療の留意点を説明できる。
- ③ 障害児者の歯科治療を説明できる。
- ④ 障害児者歯科における医療安全を説明できる。
- ⑤ 障害児者の保健・医療・福祉制度を説明できる。
- ⑥ 障害児者の摂食嚥下障害とリハビリテーションを説明できる。

### 11. 全身管理と周術期の口腔健康管理

一般目標：がん手術、心臓・循環器手術や臓器移植等の手術患者において、口腔衛生状態の管理が術後感染や肺炎等の合併症予防に有効であることを理解する。

#### 到達目標

- ① がん手術前後の口腔衛生管理による手術時のトラブル防止、誤嚥性肺炎や局所感染の予防方法を説明できる。
- ② がんの放射線療法・化学療法による口腔粘膜炎の予防とそれに対する口腔健康管理を説明できる。

### C. 歯科予防処置論（＊は実習が望ましい項目）

一般目標：口腔疾患を予防し、人々の歯・口腔の健康を維持・増進させるために、専門的な知識、技術および態度を習得する。

#### 1. 総論

一般目標：歯科予防処置についての専門知識と技術、および態度を習得する目的と意義を理解するために、その概要について学ぶ。

#### 到達目標

##### 1) 概 要

- ① 歯科予防処置の概念と内容を概説できる。
- ② 歯科予防処置の法的位置づけを説明できる。
- ③ 歯科予防処置の範囲と業務を概説できる。
- ④ 歯周病予防を概説できる。
- ⑤ う蝕予防を概説できる。

##### 2) 対象者の把握

- ① 歯科予防処置を実施する際に把握すべき対象者情報を説明できる。

### 3) 歯・口腔の健康状態の把握

- ① 正常な歯・歯周組織と口腔の機能を説明できる。
- ② 歯・口腔の健康状態を把握するための項目を列挙できる。
- ③ デンタルplaの形成過程と成分を説明できる。
- ④ 歯石の形成過程と成分を説明できる。
- ⑤ う蝕の原因と進行、予防方法を説明できる。
- ⑥ 歯周病の原因と分類、進行および予防方法を説明できる。

## 2. 歯周病予防処置

一般目標：歯周病を予防し、人々の歯・口腔の健康を維持・増進させるために専門的な知識、技術、および態度を習得する。

### 到達目標

#### 1) 歯周病の基礎知識

- ① 歯周病と生活習慣の関連を説明できる。
- ② 歯周病と全身疾患との関連を説明できる。
- ③ 対象者の歯周病リスクの評価方法を説明できる。

#### 2) 歯・歯周組織の検査

- ① プローブの種類と操作方法を説明できる。
- ② 歯周病に関する指標を説明できる。
- ③ 歯・歯肉・口腔の検査ができる。
- ④ 診査の結果を説明できる。

#### 3) 計画

- ① 対象者の情報を分析し、歯周病予防計画を立案できる。

#### 4) スケーリング・ルートプレーニング

- ① スケーラーの種類と使用目的を説明できる。
- \*② シックルタイプスケーラーを操作できる。
- \*③ キュレットタイプスケーラーを操作できる。
- \*④ 超音波スケーラーを操作できる。
- \*⑤ エアースケーラーを操作できる。
- \*⑥ シャープニングができる。

#### 5) 歯面清掃・歯面研磨

- ① 歯面清掃・歯面研磨の意義を説明できる。
- ② 歯面清掃器材の種類と使用方法を説明できる。

- ③ 歯面研磨剤の種類と用途を説明できる。
- \*④ 歯面清掃ができる。
- \*⑤ 歯面研磨ができる。

#### 6) SPT（歯周病定期治療）

- ① SPT の目的を説明できる。
- ② SPT の処置内容を説明できる。
- ③ SPT 実施時の注意点を説明できる

#### 7) メインテナンス

- ① 歯周病におけるメインテナンスの目的を説明できる。
- ② メインテナンス時の評価項目と方法、処置を説明できる。
- ③ 歯周病のリスクとメインテナンスの必要性を説明できる。

### 3. う蝕予防処置

一般目標：う蝕を予防し、人々の歯・口腔の健康を維持・増進させるために、専門的な知識、技術、および態度を習得する。

#### 到達目標

##### 1) 基礎知識

- ① う蝕予防処置に関する生活習慣の把握方法と項目を説明できる。
- ② う蝕と全身疾患の関連を説明できる。
- ③ う蝕予防処置の臨床的効果、作用機序、安全性、および便宜性を説明できる。
- ④ う蝕リスク判断のために行う、う蝕活動性試験の目的と種類を説明できる。

##### 2) 評価と計画

- ① う蝕活動性試験を実施できる。
- ② 対象者のう蝕活動性を評価し、う蝕予防プログラムを立案できる。

##### 3) フッ化物歯面塗布法

- ① 使用薬剤の種類と濃度、およびその取り扱い法を説明できる。
- ② フッ化物歯面塗布の適応歯を説明できる。
- ③ フッ化物歯面塗布の術式を説明できる。
- \*④ フッ化物歯面塗布を実施できる。
- ⑤ フッ化物歯面塗布実施上の注意点を説明できる。

##### 4) フッ化物洗口法

- ① 使用薬剤の種類、濃度および取り扱い法を説明できる。
- ② 対象年齢と洗口方法を説明できる。

③ フッ化物洗口法実施上の注意点を説明できる。

5) フッ化物配合歯磨剤

- ① 配合フッ化物の種類と特徴を説明できる。
- ② 年齢に応じた使用量を説明できる。
- ③ フッ化物配合歯磨剤の使用法を説明できる。

6) 小窓裂溝填塞法

- ① 小窓裂溝填塞材の種類と特徴を説明できる。
- ② 小窓裂溝填塞の適応歯を説明できる。
- ③ 小窓裂溝填塞の術式を説明できる。
- \*④ 小窓裂溝填塞を実施できる。
- ⑤ 小窓裂溝填塞実施上の注意点を説明できる。

7) メインテナンス

- ① う蝕予防処置におけるメインテナンスの目的を説明できる。
- ② メインテナンス時の評価項目と方法、処置を説明できる。
- ③ う蝕のリスクとメインテナンスの必要性を説明できる。

**D. 歯科保健指導論（＊は実習が望ましい項目）**

一般目標：健康と疾病の概念を理解し、人々の歯・口腔の健康を維持・増進するために、プロフェッショナルケア・セルフケア・コミュニティケアの基本となる知識、技術および態度を習得する。

1. 総論

一般目標：歯科保健指導についての基礎学問的な領域を理解し、歯科保健指導に応用するために、対象者（個人、集団）の情報を評価し、歯科衛生診断結果をもとに歯科衛生介入のためのプログラムを計画立案する一連の方法を学ぶ。

到達目標

1) 概要

- ① 歯科保健指導の意義と特性を説明できる。
- ② 歯科保健指導を個人と集団に分けて説明できる。
- ③ 歯科保健指導のマネジメントサイクルを理解し、全体像を説明できる。
- ④ 歯科保健指導における書面化（業務記録）の意義を説明できる。

2) 基礎知識

- ① 歯科保健指導に関わる理論と行動変容を説明できる。
- ② カウンセリングの基本を説明できる。

- ③ 保健行動と行動変容の手法を理解し、活用できる。
- ④ ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチを説明できる。

## 2. 情報収集

一般目標：歯科保健指導の遂行に必要な、対象者（個人、集団）の情報について収集方法を習得する。

### 到達目標

#### 1) 全身状態の把握

- ① 全身的な健康状態を把握できる。
- ② 認知状態・精神状態を把握できる。
- ③ 虐待の種類を説明できる。
- ④ 服薬の把握ができる。
- ⑤ ストレスの評価ができる。

#### 2) 生活機能の把握

- ① 対象者の生活習慣と生活環境を把握できる。
- ② 対象者の日常生活動作を把握できる。

#### 3) 歯・口腔状態の把握

- \*① 歯・口腔の疾患と異常の観察と評価ができる。
- \*② 口腔清掃状態の指標を基に検査できる。
- \*③ 口腔機能のスクリーニングテストができる。
- ④ 虐待の歯科的特徴を説明できる。

#### 4) 医療面接

- ① 間診票を説明できる。
- \*② 対象者に応じたコミュニケーションがとれる。

## 3. 口腔衛生管理

一般目標：口腔衛生管理を行うために必要な知識、技術および態度を習得する。

### 到達目標

#### 1) 基礎知識

- ① 口腔衛生管理を行うための歯科衛生介入計画を立案できる。
- ② 口腔衛生管理に関する清掃用具を説明できる。
- ③ 歯磨剤・洗口剤・保湿剤の特徴を説明できる。

## 2) 指導の要点

- ① 口腔衛生状態を説明できる。
- \*② 口腔清掃方法の選択と指導ができる。
- \*③ 歯ブラシや各種清掃用具の選択と使用法の指導ができる。
- \*④ 舌・口腔粘膜の清掃用具の選択と使用法の指導ができる。
- \*⑤ 歯磨剤・洗口剤・保湿剤の選択と使用法の指導ができる。

## 3) リスクに応じた指導法

- \*① う蝕のリスクに応じた口腔衛生指導ができる。
- \*② 歯周病のリスクに応じた口腔衛生指導ができる。
- \*③ 不正咬合に応じた口腔衛生指導ができる。
- \*④ 義歯装着に応じた口腔衛生指導ができる。
- \*⑤ 口臭に関する指導ができる。
- \*⑥ 口腔乾燥に関する指導ができる。

## 4) 対象別の指導法

- ① 各ライフステージ別の一般的特徴と口腔の特徴および歯科保健行動を説明できる。
- \*② 各ライフステージ別の口腔衛生指導ができる。
- \*③ 特別配慮を要する妊産婦・全身疾患患者・障害児者・要介護者・大規模災害被災者に対する口腔衛生指導ができる。

## 4. 生活習慣指導

一般目標：生活習慣病の予防に応じた保健指導を行うために専門的知識、技術および態度を習得する。

### 到達目標

#### 1) 基礎知識

- ① 口腔保健と生活習慣の関係を説明できる。
- ② 非感染性疾患（NCDs）の種類と特徴および口腔との関連を説明できる。

#### 2) 指導の要点

- \*① 対象者の生活習慣の把握ができる。
- \*② 非感染性疾患（NCDs）を有する対象者の指導ができる。
- ③ 対象者のストレスマネジメントができる。

#### 3) 対象別の指導法

- \*① 非感染性疾患（NCDs）の症例に合わせた歯科保健指導ができる。
- \*② 対象者の疾患・異常のリスクに応じた生活習慣指導ができる。

- \*③ 配慮を要する対象者の生活習慣指導ができる。
- ④ 禁煙指導と支援ができる。

## 5. 食生活指導

一般目標：ライステージと機能障害に応じた食生活指導を行うために、専門的知識、技術および態度を習得する。

### 到達目標

#### 1) 基礎知識

- ① 食生活・食習慣の背景を説明できる。
- ② 健康を維持するための栄養情報を説明できる。
- ③ 食品とう蝕の関連性を説明できる。
- ④ 食品と歯科疾患の関連性を説明できる。
- ⑤ う蝕予防のための食品摂取方法を説明できる。
- ⑥ 咀嚼の働きを説明できる。
- ⑦ 栄養・食生活による歯・口腔の成長と発育の関連を説明できる。

#### 2) 指導の要点

- \*① 栄養状態を把握し問題点を評価できる。
- ② 食支援のための介入計画が立案できる。
- \*③ 食支援に必要な歯科衛生介入ができる。
- ④ 食生活改善の取組みとして口腔衛生と口腔機能の関連を説明できる。
- ⑤ 食生活指導について書面化（業務記録）できる。

#### 3) 対象別の食生活指導

- \*① 各ライステージ別の食生活指導ができる。
- \*② 生活習慣病に応じた食生活指導ができる。
- \*③ 障害児者、要介護者の食事介助の指導ができる。
- ④ 摂食嚥下機能に応じた食事形態の説明ができる。

## 6. 口腔機能管理

一般目標：口腔機能低下と口腔機能障害に応じた機能向上に向けて、口腔機能管理と指導を行うために専門的知識、技術および態度を習得する。

### 到達目標

#### 1) 基礎知識

- ① 人体の加齢と老化の特性と機序および寿命を概説できる。
- ② 発達と加齢に伴う細胞、組織、器官の形態的および機能的な変化を概説できる。

- ③ 口腔機能リハビリテーションを概説できる。
- ④ 口腔機能低下に伴う全身疾患の種類と治療の概要を説明できる。
- ⑤ チーム医療に関わる関連職種と歯科衛生士との連携のあり方を説明できる。

#### 2) 評価

- \*① 口腔機能の現状を把握するための評価ができる。
- \*② 対象者の摂食嚥下状態の評価・検査ができる。
- ③ 対象者の歯科治療の要否を概説できる。

#### 3) 機能障害の対応

- \*① 口腔機能訓練ができる。
- \*② 食事指導・支援や摂食介助ができる。
- ③ 嚥下障害・構音障害への対応が概説できる。

#### 4) 対象別指導

- \*① 各ライフステージ別の口腔機能管理と指導ができる。
- \*② 配慮を有する人への口腔機能管理と指導ができる。

### 7. 健康教育活動

一般目標：健康教育活動の場で指導するために、必要な専門知識、技術および態度を習得する。

#### 到達目標

##### 1) 基礎知識

- ① 健康教育の対象と場の特徴を説明できる。
- ② 健康教育に必要な情報を収集できる。
- ③ 健康教育の計画立案ができる。
- ④ 健康教育の内容を説明できる。
- ⑤ 健康教育活動の工夫と留意点を説明できる。
- ⑥ 健康教育活動の方法を説明できる。
- ⑦ 健康教育の評価を説明できる。

##### 2) 対象別健康教育

- ① 集団・組織・地域の実態が把握できる。
- ② 対象者の特性とニーズの把握ができる。
- ③ 地域歯科保健事業における歯科衛生士の役割を説明できる。
- ④ 地域歯科保健事業における健康教育ができる。
- ⑤ 保育所、幼稚園（乳幼児）の口腔保健の実態が把握できる。

- \*⑥ 保育所、幼稚園（乳幼児）を対象とした健康教育ができる。
- \*⑦ 保育所、幼稚園の保育士、教員および保護者を対象とした健康教育ができる。
- ⑧ 小学校、中学校、高校（児童・生徒）の口腔保健の実態が把握できる。
- \*⑨ 小学校、中学校、高校（児童・生徒）を対象とした健康教育ができる。
- \*⑩ 小学校、中学校、高校の教員および保護者を対象とした健康教育ができる。
- ⑪ 事業所（労働者）の口腔保健の実態が把握できる。
- \*⑫ 事業所の従業者・衛生管理者を対象とした健康教育ができる。
- \*⑬ 要介護者の家族・介護者・施設職員の健康教育ができる。

#### E. 歯科診療補助論（＊は実習が望ましい項目）

一般目標：さまざまなライフステージにおける歯科医療に対応するために、専門的な歯科医療の補助に関する基礎的知識、技術および態度を習得する。

##### 1. 歯科診療補助

一般目標：専門的な歯科診療の補助のために必要な基礎的知識、技術および態度を習得する。

##### 到達目標

###### 1) 概要

- ① 歯科診療の補助と歯科診療の介助の違いを説明できる。
- ② 歯科診療補助における歯科衛生士の役割を列挙できる。
- ③ チーム歯科医療の必要性を説明できる。
- ④ 歯科訪問診療のための保健・医療・福祉のシステムを概説できる。

###### 2) 情報収集

- ① 医療面接で全身および口腔の自覚症状を（主観的情報）を読み取ることができる。
- ② 全身疾患の症状を読み取ることができる。
- ③ 生体検査の方法と結果を読み取ることができる。
- ④ 血液検査の結果を読み取ることができる。
- ⑤ モニター検査の結果を読みとることができます。
- ⑥ 心身の成長・発達の状態を把握できる。
- ⑦ 服薬の状態を把握できる。
- ⑧ 歯科治療に必要な検査で他覚症状（客観的情報）を読み取ることができる。

###### 3) 患者への対応

- ① 全身疾患を考慮した対応ができる（身体機能含む）。
- ② 高齢者に配慮した対応ができる。
- ③ 妊産婦に配慮した対応ができる。

- ④ 通院困難者に配慮した対応ができる。
- ⑤ 障害に配慮した対応ができる。
- ⑥ 感染に配慮した対応ができる。

#### 4) 診療時の共同動作

- \*① フォーハンドシステムの基本動作ができる。
- \*② 診療に応じた器具の受け渡しができる。
- \*③ 診療に応じたバキューム操作ができる。

#### 5) 診療設備の管理

- ① 診療設備が整えられる。
- ② エアーコンプレッサーの管理ができる。
- ③ 歯科用ユニットの管理ができる。
- ④ 口腔外バキュームの管理ができる。
- ⑤ エックス線撮影装置の管理ができる。
- ⑥ 酸素吸入器の管理ができる。
- ⑦ レーザー装置の管理ができる
- ⑧ 薬品、歯科材料の管理ができる。

#### 6) 医療安全管理

- ① 感染に応じた対応ができる。
- \*② スタンダードプロセッションができる。
- ③ 医療廃棄物の取り扱いができる。
- ④ 偶発事故に適切な対応ができる。

#### 7) 消毒・滅菌

- ① 消毒薬、各種滅菌器械・器具の準備ができる。
- \*② 消毒薬、各種滅菌器械・器具の操作・取り扱いができる。
- ③ 消毒薬、各種滅菌器械・器具の管理ができる。

### 2. 主要歯科材料の種類、取り扱いと管理

一般目標：歯科診療の補助に対応するために、歯科治療で用いられる主要歯科材料の種類、基本的性質および標準的な使用法を習得する。

#### 到達目標

- 1) 模型用材料
  - ① 模型用材料の種類と基本的性質を説明できる。
  - \*② 模型用材料の取り扱いができる。

## 2) 合着・接着材・仮着用材料

① 合着・接着材・仮着用材料の種類と基本的性質を説明できる。

\*② 各種合着・接着材・仮着用材料の取り扱いができる。

## 3) 印象用材料

① 印象材の種類と基本的性質を説明できる。

\*② 各種印象材を練和できる。

\*③ 概形印象の採得ができる。

## 4) 歯冠修復用材料

① 歯冠修復材の種類と基本的性質を説明できる。

\*② 歯冠修復材の取り扱いができる。

## 5) 仮封用材料

① 仮封材の種類と基本的性質を説明できる。

\*② 仮封材の取り扱いができる。

## 6) その他の材料

① ワックスの基本的性質を説明できる。

② 義歯用材料の基本性質を説明できる。

③ インプラント用材料の使用目的を説明できる。

## 3. 保存治療時の診療補助

一般目標：保存治療の補助のために、必要な治療手順、薬剤および器材の使用法を習得する。

### 到達目標

#### 1) 前準備

① 防湿法に用いる器具や材料の名称と用途を説明できる。

\*② ラバーダム防湿ができる。

\*③ 隔壁法に用いる器具の操作ができる。

\*④ 歯肉排除法に用いる器材の操作・取り扱いができる。

\*⑤ 歯間分離法に用いる器具の操作ができる。

#### 2) 窩洞形成

① 切削用器械、器具の準備ができる。

3) 直接修復

- ① コンポジットレジン修復の手順を説明できる。
- ② 歯面処理材料の準備ができる。
- ③ コンポジットレジン修復の器具や材料の準備ができる。
- ④ グラスアイオノマーセメント修復の手順を説明できる。
- ⑤ グラスアイオノマーセメント修復の器材や材料の準備ができる。

4) 間接修復

- ① インレー修復の手順を説明できる。
  - ② インレー修復の準備ができる。
- \*③ 合着後の余剰セメントの除去ができる。

5) 歯の漂白

- ① 漂白法の適応症を説明できる。
- ② 漂白法の種類を説明できる。
- ③ 漂白法の手順を説明できる。
- ④ 漂白法の器材・薬剤の準備ができる。
- ⑤ 漂白後の術後指導の内容を説明できる。

6) 歯髄処置

- ① 歯髄処置の手順を説明できる。
- ② 歯髄処置の薬剤や器材の準備ができる。
- ③ 電気歯髄診断器の準備ができる。

7) 根管処置

- ① 根管処置の薬剤や器材の準備ができる。
- ② 根管長測定器の準備ができる。
- ③ 根管充填の薬剤や器材の準備ができる。

8) 外科的歯内療法

- ① 外科的歯内療法の器材の準備ができる。

9) 歯周外科治療

- ① 歯周外科治療の手順を説明できる。
  - ② 歯周外科治療の薬剤や器具の準備ができる。
- \*③ 歯周用パックの取り扱いができる。

#### 4. 補綴治療時の診療補助

一般目標：補綴治療の補助のために必要な検査や治療手順および器材の使用法を習得する。

##### 到達目標

###### 1) 検査

- ① 各種検査の手順を説明できる。
- ② 各種検査で用いる器材の準備ができる。

###### 2) 印象採得

- ① 印象採得の手順を説明できる。
- ② 印象採得で用いる器材の準備ができる。

###### 3) 咬合採得（顎間関係の記録）

- ① 咬合採得の手順を説明できる。
- ② 咬合採得で用いる器材の準備ができる。
- ③ 咬合床作製の手順を説明できる
- ④ 咬合床用材料の性質を説明できる。

###### 4) プロビジョナルレストレーション（テンポラリークラウン、ブリッジ）

- ① プロビジョナルレストレーション（テンポラリークラウン、ブリッジ）の作製手順を説明できる。
- ② プロビジョナルレストレーション（テンポラリークラウン、ブリッジ）の調整方法を説明できる。

###### 5) 補綴装置の装着

- ① 床義歯装着時に用いる器材の準備ができる。
- ② クラウン・ブリッジ装着時に用いる器材の準備ができる。
- ③ 義歯装着後の指導ができる。
- ④ インプラント装着後の指導ができる。

#### 5. 口腔外科治療・歯科麻酔時の診療補助

一般目標：口腔外科治療や歯科麻酔時の補助のために必要な治療手順、薬剤および器材の使用法を習得する。

##### 到達目標

###### 1) 抜歯

- ① 手術同意書を用いたインフォームド・コンセントを説明できる。
- ② 抜歯用器材の準備と取り扱いができる。

③ 抜歯後の注意を説明できる。

### 2) 小手術

- ① 手術同意書を用いたインフォームド・コンセントを説明できる。
- ② 各種小手術に用いる器材の準備と取り扱いができる。
- ③ 各種小手術後の注意を説明できる。

### 3) 止血処置

- ① 止血法を説明できる。
- ② 止血薬の種類を説明できる。
- ③ 止血薬の取り扱いができる。

### 4) 縫合

- ① 縫合用器材の種類を説明できる。
- ② 縫合用器材の準備と取り扱いができる。

### 5) 麻酔

- ① 局所麻酔時の器材・薬剤の準備と取り扱いができる。
- ② 精神鎮静法の器材・薬剤の準備と取り扱いができる。
- ③ 全身麻酔時の器材・薬剤の準備と補助ができる。

## 6. 矯正歯科治療の診療補助

一般目標：矯正歯科治療の補助のために必要な治療手順、薬剤および器材の使用法を習得する。

### 到達目標

#### 1) 器具・材料

- ① 矯正歯科用器材の種類を説明できる。

#### 2) 検査記録

- ① 口腔内・顔面写真の撮影手順を説明できる。
- ② 頭部エックス線規格写真のトレース法を説明できる。
- ③ 矯正用口腔模型の作製法を説明できる。

#### 3) 装置の装着

- \*① 歯面清掃ができる。
- ② 接着材の種類と用途を説明できる。
- ③ 接着材の取り扱いができる。

- ④ 帯環（バンド）の種類を説明できる。
- ⑤ 帯環（バンド）の取り扱いができる。
- ⑥ ワイヤーの種類と用途を説明できる。
- ⑦ ワイヤーの取り扱いができる。
- ⑧ ブラケットの種類と用途を説明できる。
- ⑨ ブラケットの取り扱いができる。
- ⑩ 結紮の方法を説明できる。
- ⑪ 矯正装置装着後の指導ができる。

#### 4) 装置の撤去

- ① 撤去に必要な器具の種類を説明できる。
- ② 撤去に必要な器具の取り扱いができる。

### 7. 小児歯科治療時の診療補助

一般目標：小児歯科治療の補助のために必要な患者対応および治療手順、薬剤および器材の使用法を習得する。

#### 到達目標

##### 1) 小児の歯科治療

- ① 小児の状態把握と対応ができる。
- ② 治療に必要な器材・薬剤の準備ができる。
- \*③ ラバーダム防湿ができる。

### 8. 高齢者歯科治療時の診療補助

一般目標：高齢者歯科治療の補助のために必要な患者対応および治療手順、薬剤および器材の使用法を習得する。

#### 到達目標

##### 1) 高齢者の歯科治療

- ① 高齢者の状態把握と対応ができる。
- ② 外来診療と訪問診療の補助を概要できる。
- ③ 治療に必要な薬剤や器材の準備ができる。
- ④ 口腔衛生管理の概要を説明できる。
- ⑤ 摂食嚥下障害への対応ができる。

### 9. 障害児者歯科治療時の診療補助

一般目標：障害児者歯科治療の補助のために必要な患者対応、摂食嚥下の検査および訓練法を習得する。

#### 到達目標

##### 1) 障害児者の歯科治療

- ① 障害児者の状態把握と対応ができる。
- ② 治療前の導入法を説明できる。
- ③ 治療中の体動の調整法を説明できる。
- ④ 外来診療と訪問診療の補助を概説できる。
- ⑤ 治療に必要な薬剤や器材の準備ができる。
- ⑥ 口腔衛生管理の概要が説明できる。
- ⑦ 摂食嚥下障害への対応ができる。

#### 10. エックス線写真撮影時の診療補助

一般目標：エックス線写真撮影時の補助のために必要な撮影手順、放射線防護の方法を習得する。

#### 到達目標

##### 1) 撮影装置と取り扱い

- ① エックス線撮影装置の準備ができる。
- ② 歯科用・パノラマ用撮影装置・デジタル画像システムの取り扱いを説明できる。

##### 2) 口内法撮影

- ① 頭部の固定ができる。
- ② 口内法撮影のフィルムの位置づけと固定ができる。
- ③ パノラマエックス線撮影の準備ができる。

##### 3) 写真の処理と管理

- ① 写真の処理ができる。
- ② 写真の画像管理ができる。

##### 4) 放射線の人体への影響と防護

- ① 放射線の人体への影響を説明できる。
- ② 放射線防護の準備ができる。
- ③ 患者や術者の放射線防護ができる。
- ④ 被爆量の測定準備ができる。

#### 11. 救命救急処置

一般目標：救命救急処置のために必要なバイタルサインの測定や処置器材の使用法を習得する。

#### 到達目標

##### 1) 全身管理とモニタリング

- \*① バイタルサインの測定ができる。
- ② 意識レベルの把握ができる。
- ③ 血圧、脈拍、心機能、呼吸のモニタリングができる。

##### 2) 救命救急処置

- ① 一次救命処置の手順を説明できる。
- ② 一次救命処置に用いる器材の準備ができる。
- ③ 二次救命処置の手順を説明できる。
- ④ 二次救命処置に用いる器材の準備ができる。
- \*⑤ AED の取り扱いができる。
- ⑥ 全身的偶発症への対応ができる。

#### F. 臨地実習（＊は実習が望ましい項目）

##### 1. 歯科臨床の場での歯科衛生業務

一般目標：歯科衛生業務を修得するために、歯科診療の場を通して歯科衛生士として必要な知識、技術および態度を身につける。

#### 到達目標

##### 1) 対人関係

- ① 歯科医師からの指示内容を踏まえた対応ができる。
- ② スタッフ（他の職種を含む）と協働し、連携のとれた対象者へのサービスができる。
- ③ プライバシーを配慮した態度で応対できる。
- ④ 対象者の守秘義務を遵守できる。

##### 2) 診療室の管理

- ① 診療室のルールを理解した行動ができる。
- ② 医療安全管理に配慮した行動ができる。
- ③ 感染予防（消毒・滅菌、手指消毒等）対策に応じた行動ができる。
- ④ 器材、機器および薬品の管理の方法を理解した行動ができる。
- ⑤ 対象者のデータ管理の方法を理解した行動ができる。

##### 3) 歯科衛生業務

- \*① 対象者からのニーズや相談内容を判断し、対象者に応じた対応ができる。
- \*② 歯科医師からの指示内容を理解し、実践できる。
- \*③ 歯科衛生に必要なスクリーニングと検査ができる。
- \*④ 歯科衛生のサービスを行うにあたって、その必要性を科学的に説明できる。

- \*⑤ 資料やデータから歯科衛生業務の内容を判断し、内容に応じた行動ができる。
- \*⑥ 対象者に応じた口腔健康管理指導ができる。
- \*⑦ スタッフ（他の職種を含む）と連携して共同動作、必要なサービスができる。
- \*⑧ 業務記録の記述ができる。
- \*⑨ カンファレンスの必要性を理解した発言ができる。

## 2. 地域保健活動等の場での歯科衛生業務

一般目標：歯科衛生業務を修得するために、地域保健活動などの場を通して歯科衛生士として必要な知識、技術および態度を身につける。

### 到達目標

#### 1) 対人関係

- ① 対象者からのニーズを理解した応対ができる。
- ② 対象者に応じて配慮した応対ができる。
- ③ プライバシーを配慮した態度で応対できる。
- ④ 対象者の守秘義務を遵守できる。
- ⑤ スタッフ（他の職種を含む）と協働し、連携のとれた対象者へのサービスができる。

#### 2) 施設等の管理（運営）

- \*① 施設等のルールを理解した行動ができる。
- \*② 安全管理に配慮した行動ができる。
- \*③ 感染予防（消毒・滅菌、手指消毒等）対策に応じた行動ができる。
- \*④ 器材、機器および薬品の管理の方法を理解して行動できる。
- \*⑤ 対象者のデータ管理の方法を理解した行動ができる。

#### 3) 歯科衛生の実践

- \*① 対象者のニーズや相談内容を判断し、内容に応じた対応ができる。
- \*② 指導者からの指示内容を理解した行動ができる。
- \*③ スタッフ（他の職種を含む）と連携して必要なサービスができる。
- \*④ 対象者に応じた口腔健康管理指導ができる。
- \*⑤ 集団を対象に健康教育が実践できる
- \*⑥ 現場に応じた業務記録の記述ができる。
- \*⑦ カンファレンスの必要性を理解した発言ができる。

#### 臨地実習の実施計画について

- (1) 臨地実習については、1単位を45時間の実習をもって構成することとし、実習時間の3分の2以上は病院、診療所、歯科診療所において行うこと。  
(総実習時間数：20単位、900時間)
- (2) 実習時間の目安としては、病院、診療所、歯科診療所（臨床）等660～765時間（1日を6時間）、高齢施設や集団指導等135～200時間（1日を6時間）とする。
- (3) 臨地実習は、実践活動の場において行う実習のみを指すものであること。
- (4) 臨地実習は原則として昼間に行うこと。
- (5) 臨地実習は、地域の特性を考慮した実習計画を作成すること。また、ライフステージを配慮した計画にすること。
- (6) 早期（1年次）に、臨地実習現場の見学実習（体験実習）を組むことが望ましい。
- (7) 臨地実習は、実習施設の実情を踏まえて計画すること。

ライフステージ別の臨地実習について（参照）

| ライフステージ | 実習施設                                  | 実習内容  |
|---------|---------------------------------------|---|
| 胎児期（妊娠） | 市町村センター、保健所、病院                        | 妊婦歯科検診、両親学級等での健康教育、健康相談、歯科保健教育  |
| 乳・幼児期   | 市町村センター、保健所、保育所、幼稚園、認定こども園            | 乳児健康診査、育児相談、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査など、<br>健診後の健康教育、健康相談、保育所、幼稚園での歯科保健教育、保育体験                       |
| 学齢期     | 小学校                                   | 健康診断（歯科健診）、歯科保健教育   |
| 青年期     | 中学校、高等学校                              | 健康診断（歯科健診）、歯科保健教育   |
| 成人期     | 市町村<br>事業所（企業）                        | 特定健康診査、特定保健指導、一般健康診査（歯周疾患健診）など<br>健診後の健康教育、健康相談、事業所での健康診査<br>歯科保健教育（口腔の健康管理）                  |
| 老年期     | 市町村、通所介護のサービスセンター、老人保健・福祉施設など<br>在宅訪問 | 特定高齢者健康診査、健康教育、健康相談、地域支援事業（口腔機能の向上）<br>施設等での歯科健康診査、食事の介助、口腔清掃（口腔の健康管理）<br>在宅訪問（歯科保健指導、歯科診療）など |

\*上記の記載事項については努力目標として、診療参加型実習ができるように考慮する。

障害者への支援と周術期の支援

|         | 実習施設                                   | 実習内容   |
|---------|--|--|
| 障害者への支援 | 特別支援学校、口腔保健センター、障害者福祉施設（身体・認知・精神障害等）など | 特別支援学校での歯科保健指導<br>障害者への歯科診療、健康教育、口腔健康管理  |
| 周術期の支援  | 病院、連携する歯科医療機関（在宅訪問、介護施設）               | 術前、術中、術後の口腔機能管理、口腔衛生管理、感染予防対策、食事指導など<br>周術期の患者への歯科診療、健康教育、口腔健康管理<br>(放射線治療や化学療法を受ける患者への歯科衛生介入) |

\*上記の記載事項は、できるだけ見学・実習ができるように考慮する。

## 歯科衛生学教育コア・カリキュラム（改訂版）小委員会委員と担当分野

2017年9月～2018年3月

|        |  | 委員長 松田裕子（鶴見大学）   |
|--------|--|--|
| 担当分野   |  | 分担者（所属）  |
| 前文・総括  |  | 眞木吉信（東京歯科大学）   |
| 基礎分野   | A.科学的思考の基盤<br>B.人間と生活  | ★池田利恵（日本歯科大学東京短期大学）<br>犬飼順子（愛知学院大学短期大学部）   |
| 専門基礎分野 | A.人体の構造と機能<br>B.歯・口腔の構造と機能<br>C.疾病の成り立ちおよび回復過程の促進<br>D.歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み | 池田利恵（日本歯科大学東京短期大学）<br>★大川由一（千葉県立保健医療大学健康科学部）<br>犬飼順子（愛知学院大学短期大学部）  |
| 専門分野   | 歯科衛生学総論<br>(歯科衛生士概論)   | ★遠藤圭子（東京医科歯科大学）  |
|        | 臨床歯科医学   | ★福島正義（新潟大学大学院）<br>升井一朗（福岡医療短期大学）<br>近藤健示（日本医歯薬専門学校）  |
|        | 歯科予防処置論  | ★白鳥たかみ（東京歯科大学短期大学歯科衛生学科）   |
|        | 歯科保健指導論  | ★高阪利美（愛知学院大学短期大学部）<br>山田小枝子（朝日大学歯科衛生士専門学校）   |
|        | 歯科診療補助論  | ★合場千佳子（日本歯科大学東京短期大学）<br>石井実和子（東京都歯科医師会附属歯科衛生士専門学校）   |
|        | 臨地実習   | ★松田裕子（鶴見大学）<br>畠中能子（関西女子短期大学）  |
| 協力者    | 前文<br>専門基礎分野<br>歯科衛生学総論<br>臨床歯科医学<br>臨地実習                                      | 柴谷貴子<br>元関西女子短期大学<br>山根 瞳<br>アポロ歯科衛生士専門学校<br>藤原愛子<br>元九州看護福祉大学<br>松井恭平<br>元千葉県立保健医療大学<br>田村清美<br>名古屋歯科医師会附属歯科衛生士専門学校 |

※ ★は各分野の代表者

## 巻末資料 1－歯科衛生士養成所指導ガイドライン

医政発 0331 第 61 号  
平成 27 年 3 月 31 日

各都道府県知事殿

厚生労働省医政局長  
( 公印省略 )

### 歯科衛生士養成所指導ガイドラインについて

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成 26 年法律第 51 号)、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令」(平成 27 年政令第 128 号) 及び「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う文部科学省・厚生労働省関係省令の整備に関する省令」(平成 27 年文部科学省・厚生労働省令第 2 号) により、歯科衛生士法(昭和 23 年法律第 204 号)等の一部が改正され、平成 27 年 4 月 1 日から、歯科衛生士養成所の指定・監督権限が厚生労働大臣から都道府県知事に移譲されることになる。

これに伴い、別紙のとおり、新たに「歯科衛生士養成所指導ガイドライン」を定めたので、貴管下の関係機関に対し周知徹底を図られるとともに、貴管下の養成所に対する指導方よろしくお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

また、「歯科衛生士養成所の指導要領について」(平成 16 年 9 月 29 日医政発 0929005 各都道府県知事あて本職通知)は、本年 3 月 31 日をもって廃止する。

(別紙)

## 歯科衛生士養成所指導ガイドライン

### 第一 指定申請書等に関する事項

- 1 養成所を設置しようとする者(既に指定を受けた養成所であって校舎を全面変更しようとする者又は学級数の増加をしようとする者を含む。)は、様式1による養成所設置計画書(校舎を全面変更又は学級数の増加をしようとする場合は校舎変更計画書。)を授業開始予定日の1年前までに、養成所の設置予定地(校舎を全面変更又は学級数の増加をしようとする場合は、養成所の所在地)の都道府県知事に提出すること。
- 2 養成所設置計画書又は校舎変更計画書の審査により設置計画の承認を受けた者は、歯科衛生士法施行令(平成3年政令第226号。以下「施行令」という。)第3条に基づき、歯科衛生士学校養成所指定規則(昭和25年文部省・厚生省令第1号。以下「指定規則」という。)第3条第1項の指定の申請は、養成所指定申請書を遅くとも授業を開始しようとする日の6か月前までに、当該養成所の所在地の都道府県知事に提出すること。
- 3 施行令第4条第1項に基づき、指定規則第4条第1項の変更の承認の申請(学級数を増加しようとする場合を除く。)は、様式2による変更承認申請書を変更予定日の6か月前までに、当該養成所の所在地の都道府県知事に提出すること。
- 4 施行令第4条第2項に基づき、指定規則第4条第2項の変更の届出は、様式2による変更届出書を変更後1月以内に、当該養成所の所在地の都道府県知事に提出すること。

### 第二 一般的な事項

- 1 養成所の設置者は、国又は地方公共団体が設置者である場合のほか、営利を目的とした法人であることを原則とすること。
- 2 土地、建物の位置及び環境は教育上適切であること。
- 3 養成所の経理が他と明確に区分されていること。
- 4 会計帳簿、決算書類等収支状態を明らかにする書類が整備されていること。
- 5 入学検定料、入学金、授業料及び実習費等は、学則に定める額であり、寄付金等の名目で不当な金額を徴収しないこと。
- 6 指定規則第3条第2項の届出及び第5条の報告は、確実、かつ、遅滞なく行うこと。

### 第三 学則に関する事項

- 1 学則は養成所ごとに定めること。
- 2 学則の中には、次の事項を記載すること。
  - (1) 設置の目的
  - (2) 名称
  - (3) 位置
  - (4) 定員及び学級数に関する事項
  - (5) 修業年限、学期及び授業を行わない日に関する事項
  - (6) 教育課程及び単位数に関する事項
  - (7) 成績の評価に関する事項
  - (8) 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
  - (9) 教職員の組織に関する事項
  - (10) 運営を行うための会議に関する事項
  - (11) 学生の健康管理に関する事項
  - (12) 入学検定料、入学金、授業料、実習費、その他費用徴収に関する事項
- 3 学則に記載した事項の細部については、必要に応じ細則を定めること。

### 第四 学生に関する事項

- 1 学則に定められた学生の定員が守られていること。

- 2 入学資格の審査及び入学の選考が適正に行われていること。
- 3 入学は学年の初めに、転学は学年又は学期の初めに行うこととし、その手続は、学則の定めるところにより厳正に行うこと。
- 4 学生の出席状況が確実に把握されており、特に出席状況の不良な者については、進級又は卒業を認めないものとすること。
- 5 入学、進級、卒業、成績及び出席状況等に関する諸記録が、確実に保存されていること。
- 6 入学時の健康状態の把握、入学後の健康診断の実施及び疾病の予防措置等学生の保健衛生に必要な措置を講ぜられていること。

#### 第五 教員及び事務職員に関する事項

- 1 専任教員は各学級ごとに配置し、学生の指導に支障をきたさないようにすること。
- 2 専任教員である教育に関する主任者（教務主任）を1名置くこと。
- 3 教育上必要な教員数を確保すること。実習には、必要に応じ、教員に加えて適当な数の実習指導員又は実習助手を配置すること。
- 4 1教員の担当授業時間数は、過重にならないよう1人1週間あたり15時間を標準とすること。
- 5 教員は、その担当科目に応じ、それぞれ相当の学識経験を有する歯科医師、歯科衛生士又はこれと同等以上の学識を有する者であること。
- 6 原則として、専任の事務職員を置くこと。

#### 第六 授業に関する事項

- 1 指定規則別表に定める各教育分野は、別添1に掲げる事項を修得させることを目的とした教育内容とすること。
- 2 指定規則別表に定める選択必修分野の教育内容については基礎分野、専門基礎分野又は専門分野を中心に教授するものとし、その選択にあたってはそれぞれの養成所の特色が明らかになるよう特に配慮すること。
- 3 単位制について  
歯科衛生士養成所に係る単位の計算方法等については、次のとおりであること。
  - (1) 単位の計算方法
    - ア 基本的計算方法
      - 1 単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実習、実技及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。
    - イ 臨地実習（臨床実習を含む。）  
臨地実習については、1単位を45時間の実習をもって構成することとし、実習時間の3分の2以上は病院、診療所、歯科診療所において行うこと。
    - ウ 時間数  
時間数は、実際に講義、実習等が行われる時間をもって計算すること。
  - (2) 単位の認定
    - ア 単位を認定するにあたっては、講義、実習等を必要な時間数以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認する必要があること。
    - イ 指定規則別表の備考に定める大学、高等専門学校、養成施設に在学していた者の係る単位の認定については、本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に該当すると認められる場合には、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で当該養成所における履修に替えることができる。

#### 4 教育実施上の留意事項

- (1) 臨地実習は、実践活動の場において行う実習のみを指すものであること。
- (2) 臨地実習は、原則として昼間に行うこと。

## 第七 施設設備に関する事項

### 1 土地及び建物の所有等

- (1) 土地及び建物は、設置者の所有であることを原則とすること。ただし、賃借契約が長期にわたるものであり、恒久的に養成所運営ができる場合は、この限りではないこと。
- (2) 校舎は独立した建物であることが望ましい。ただし、やむを得ず、他施設と併設する場合は、養成所の運営上の制約を受けることがないよう配慮すること。

### 2 教室等

- (1) 普通教室、基礎実習室及び実験室は専用とし、普通教室は、学級数に見合う数を有すること。
- (2) 普通教室の面積は、学生1人につき、 $1.65\text{ m}^2$ 以上であり、かつ、1教室の総面積は、 $24.75\text{ m}^2$ 以上であること。
- (3) 基礎実習室及び実験室の面積は、学生1人につき、 $2.31\text{ m}^2$ 以上であり、かつ、1室の総面積は $34.65\text{ m}^2$ 以上であって、電気、ガス、水道及び換気等の設備が設けられていること。
- (4) 教室、基礎実習室及び実験室の広さは、内法で測定されたものであること。
- (5) 図書室を有すること。図書室の面積は、学生の図書閲覧に必要な閲覧机の配置及び図書の格納のために十分な広さを有すること。図書室の効果を確保するためには、他施設と兼用することは望ましくないこと。
- (6) 教員室、保健室、専用の更衣室(ロッカー室)、標本・機械・器具・材料等を保管する室、実習に関する準備室及び視聴覚室を有することが望ましいこと。
- (7) エックス線を扱う実習(実験)室には、関係法令に定める障害防止の措置を講ずるとともに、所定の手続きを行うこと。

### 3 機械器具等

- (1) 教育上必要な機械器具、標本及び模型等は、別添2に掲げるものを標準として有すること。また、その他の教育上必要な機械器具、標本及び模型等は、教育内容に応じ、適宜整備すること。
- (2) 教員は、その担当科目に応じ、教育上必要な標本及び模型等の教材を適宜整備すること。
- (3) 図書は、1000冊以上備え、このうち半数以上は専門図書であること。ただし、雑誌は1巻を1冊として算定すること。
- (4) 機械器具、標本、模型及び図書は、学生定員数に応じ、適宜補充し更新すること。

## 第八 実習施設に関する事項

### 1 実習施設としては、臨床実習施設としての病院、診療所、歯科診療所以外に、臨床実習施設以外の実習施設としての介護老人保健施設、介護老人福祉施設、保健所、保育所その他の社会福祉施設等を適宜含めること。

### 2 臨床実習施設は、歯科臨床や地域保健等の実習を行うにふさわしい施設であり、以下の要件を備えていること。

- (1) 臨床実習施設における指導教員は、歯科衛生に関し相当の経験を有する歯科医師又は歯科衛生士とし、そのうち少なくとも1人は免許を受けた後4年以上業務に従事し、十分な指導能力を有する者であること。
- (2) 臨床実習施設における指導教員数は、少なくとも歯科医師及び歯科衛生士各1名以上であって、1施設当たりの学生数は2名以上とすること。なお、歯科医師及び歯科衛生士各1名の場合の学生数は、3名を標準とすること。
- (3) 臨床実習施設には、診療室のほか、学生控室を有し、別添3を標準として、必要な設備、機械器具を備えていること。ただし、学生控室は他の適当な室と共用してもよいこと。

### 3 臨床実習施設以外の実習施設については、医療法、介護保険法等で定められている基準を満たし、実習を行うにふさわしい施設であること。

## 第九 その他

養成所の新設の場合、地域歯科関係者との協力体制を勘案すること。

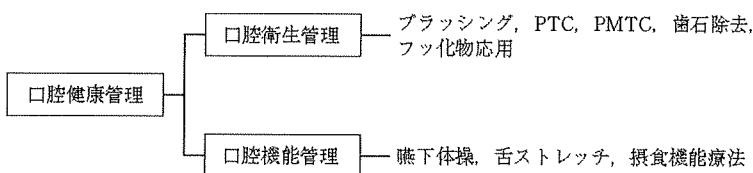
【歯科衛生士養成所指導ガイドライン：厚生労働省HPより掲載】

## 巻末資料 2—用語の解説

### 口腔ケアと口腔健康管理

「口腔ケア」は口腔清掃を主とした口腔環境の改善を表す用語として一般によく用いられてきたが、医療職のなかでは、これに摂食嚥下などの口腔機能の回復や維持・増進をめざした行為すべてを含むものとして使用することもあり、定義づけることは容易でなかった。一方で、「口腔ケア」の用語は日本口腔ケア協会譲渡制限株式会社が権利者として商標登録していることも事実で（商標登録番号4568672），学術用語として位置づけることに疑問があった。

このような状況から日本老年歯科医学会は日本歯科医学会の学術用語委員会とも連携をとり、「口腔ケア」は口腔環境と口腔機能の維持・改善を目的としたすべての行為をさす一般用語と位置づけた。学術用語としては、口腔清掃を含む口腔環境の改善など口腔衛生にかかわる行為を「口腔衛生管理」、口腔の機能の回復および維持・増進にかかわる行為を「口腔機能管理」とし、この両者を含む行為は「口腔健康管理」と定義した。



（眞木吉信）

### 高齢社会における新語：フレイル

高齢期になると、健康な老年者であっても生理的な老化に伴い、心身の機能が少しずつ低下していく。健康な状態から、脳卒中などの疾病により突如、病的老化が進行することもあるが、75歳以上の後期高齢者ではしばしば中間的な虚弱状態（フレイルティ frailty）を経て、徐々に要介護状態に進行することが従来から知られていた。介護予防をはかるうえでは、このfrailty の段階への働きかけが非常に大きな役割を果たす。frailty の段階では、老年者は筋力やバランス感覚の低下により転倒しやすくなるだけでなく、認知機能の低下などの精神・心理的な問題を有している。また、このような老年者は、独居や経済的困窮などの社会的な問題を抱えていることが多い。

今後の高齢社会における医療・介護・保健を考えるうえでは、このfrailty の概念の社会への浸透が重要である。このような状況に鑑み、日本老年医学会は2014年にステートメントを発表し、frailty の重要性を医療専門職のみならず、広く国民に周知する取り組みを始めた。その際に、これまでfrailty の日本語訳として用いられてきた「虚弱」ではネガティブな印象を与える可能性があり、frailty が本来包含している「適切な介入により

再び健常な状態に戻るという可逆性」が伝達されないのではないかと危惧する声があった。このような学術的背景により、日本老年医学会を中心に検討を行った結果、「虚弱」に代わって「フレイル」を使用することとなった。フレイル (frail) はフレイルティ (frailty) の形容詞形となるが、より発音しやすく、広く社会への浸透効果も期待されている。フレイルは、その定義、診断基準についてコンセンサスが得られていないのが現状であるため、そのスクリーニング法や介入法に関する研究が現在進められている。

歯科領域の取り組みについては、2015年の「歯と口の健康週間」にて、日本歯科医師会が「オーラル・フレイル」の概念について啓発を開始したところである。

(三浦宏子)

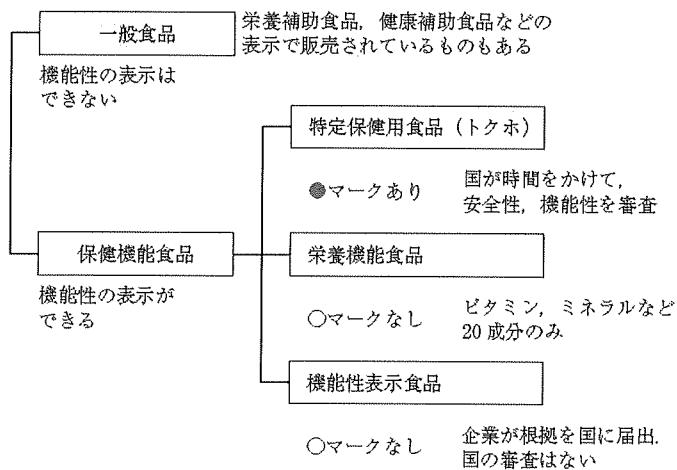
## 一般食品と保健機能食品

健康食品も含め、一般的の食品に健康への働き（機能性）を表示することは、医薬品との誤認を防ぐため医薬品医療機器法（旧薬事法）で禁止されている。ただし、食品表示法に基づく食品表示基準で、特定保健用食品（トクホ）と栄養機能食品、機能性表示食品の3つに限り認められている。

特定保健用食品は国が商品の安全性や機能性を1つずつ審査し、表示内容を許可する。許可を得た商品は1,000点を超えており。

栄養機能食品はビタミン・ミネラルなど20成分にかぎり、国の基準を満たした商品がその働きを表示できる。

機能性表示食品には審査がなく、成分の制限もない。食品事業者は、機能性や安全性の科学的根拠を示す資料を揃えて消費者庁に届け出て、受理されれば販売できるが、後で問題が判明した時は届出撤回を求められることもある。



(眞木吉信)

【(一社)日本老年歯科医学会 編:老年歯科医学用語辞典 第2版, P299~304, 医歯薬出版, 2016年より転載】

